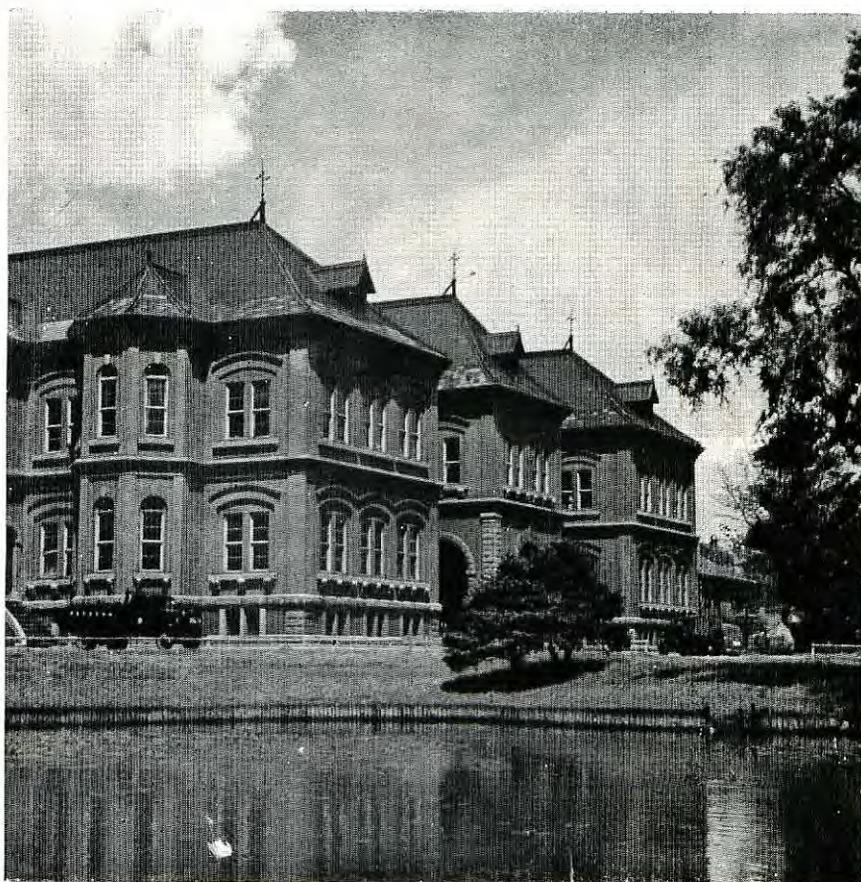


北海道議會時報

第 5 卷 第 10 号

昭 和 28 年 10 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第5卷第10号(昭和28年第3回定例道議會)

議会の動き

第三回定例道議会……………一
 本会議……………一
 常任委員会……………一〇
 特別委員会……………一六

會合

一道北部七県議事事務協議会……………三
 一道北部七県議会議長会……………三
 八都道府県議会議長会……………三
 全国都道府県議会議長会……………三

資料

地方制度調査会において当面答申を要すべき事項……………三
 一 行政部会決定案一
 一 財政部会小委員会案一
 全国代表都道府県の行政、付属機関設置状況調……………三
 町村合併促進に関する閣議決定……………三
 日本の地方制度に対する占領行政の批判……………三〇
 ジョージ・A・ウィップ著「わがかたちに似たるもの」
 九月十五日現在産米収穫予想……………三六
 二十八年道道費歳入歳出予算現計表……………三六

雑録

地方行政疑義問答集……………三三

報道から拾う……………三六

県議事に副知事制廃止の発案権あり
 副知事制廃止条例議決は越権
 副知事制廃止条例再議
 学生選挙権で再確認
 学生の退学処分に対する行政訴訟
 最高裁「黙とう事件」に結論
 飛び乗るのが悪い
 組合会議出席途中の負傷は業務外災害と判定
 主要地方道近く指定
 本道人口四百五十二万四千百三人
 李ライン問題
 竹島問題
 濠州の漁業交渉打切りに政府声明
 行政協定改訂に調印

圖書室便り
 九月のメモ

表紙写真

北海道廳

議会の動向

K.U

第三回定例道議会

本会議

○九月十七日 午後一時四十七分、蒔田議長第三回定例道議会の開會を宣し、引続き開議、署名議員の指名、諸般の報告の後、議長より、去る八月二十二日逝去された元道会議員大東勝市君、同二十八日逝去された元衆議院議員田中元君、また九月一日逝去された元衆議院議員道会議員、北政清君に対し弔詞を贈呈、哀悼の意を表した旨報告、日程に入り、日程第一、議案第一號乃至第五十九號、報告第一號乃至第七號を一括議題に供し、知事の説明を聴取後、議案第三十八號は緊急を要するため質疑省略直ちに委員会付託について諮り、異議なく総務委員会付託に決し、なお議案第四十九號、第五十号については議長より人事委員会に対し意見を求めた旨報告、予め時間延長の後暫時休憩、午後五時五十五分再開、諸般の報告の後、議案第三十八號について立原総務委員長（自）より委員会における審査の経過及び結果について報告、これを諮つて異議なく原案可決に決した。

次に議案調査のため十八日より二日間休會について諮りそのことに決し、午後六時二分散會。

知事説明要旨

ここに議題となりました昭和二十八年度北海道費歳入歳出追加更正予算案その他について大要を御説明申し上げます。

今次予算の編成に当りましては、本年七月に発生した洪水、高潮等に因る災害の復旧費並びに本道教育の充実強化を図りますための教育費予算に重点をおいてこれを措置いたしますと共に、政府予算の確定に伴う既定予算の補正乃至は国庫支出金、起債等の特定収入を伴う経費にして緊急実施を要するもの及び当面急を要する義務的経費等につき、その緊要度と行政効果とを慎重に検討して追加計上いたした次第でありまして、予算の総額は

普通会計 二十七億二十一万円
特別会計 一億六千三百五十五万円
合計 二十八億六千三百七十六万円
となるのであります。

先ず普通会計の歳出の水害対策費から順次御説明申し上げます。

本年七月発生した豪雨洪水等による被害の概況と、これに対する応急の措置並びにこれが対策についての経過等につきましては、さきの臨時道議会においてその大要を御報告申上げたとおりでありますが、その後引き続き道議会災害対策特別委員会を始め道議会議員、国会議員その他関係各位の非常な御協力を得て、復旧資金の導入問題あるいは特別措置法に伴う適用地域指定問題等の案件につき中央折衝を重ねて参つてるところであります。

即ち財政資金について申し上げますならば、先般御報告の第一次分七千万円の融資決定後、第二次分として一億三千万円の追加があり、更に第三次分として二千万円の追加融資が決定致しましたことは、御承知のとおりであります。

第一次、第二次分の道、市町村の配分については、市町村は一億二千万円、道は八千万円と決定し、市町村分については、先般差当り九千万円を災害市町村に割当し残額三千万円については近く追加割当を行う考えであります。

農林中央金庫よりのつなぎ資金につきましては、二億円の範囲内で融資を受けることが決定しましたので、融資の対象、期間、利率その他の条件等は特別措置法の規定に準じて農林中央金庫との間で話し合いを進めると共に北海道信用農業協同組合連合会に対し一億三千二百万円、北海道信用漁業協同組合連合会に対し六千万円、北海道森林組合連合会に対し七百万円の資金枠の割当決定を行ったところであります。

次に、地域指定のことにつきましては、衆参両院特別委員会及び関係各省に対し、

本道の実情を訴え、強力に折衝を重ねましたところ幸い衆議院特別委員会においては道の災害の実情に適合する基準を定められたのでありまして、これにより一応今次水害の被害の大なる市町村は、特別措置法による地域指定を受け得る見透しがついたのでありますが、なお参議院特別委員会及び各省との関連もあり、これが、最後の結論を見るに至るまでにはなお若干の時日を要する実情にあるのであります。

しかして被災地域の速やかな復旧を図りますことは焦眉の急務でありますので、今回取敢えず現在における見透しを基礎として水害対策費八億三百十万円を計上いたしました次第であります。

以下この重なるものについて申し上げますと。

公共土木施設の応急若しくは復旧のための経費として

災害土木復旧費	五億四千三百五十万円
道路災害応急費	三千万円
河川災害応急費	一千万円
砂防工事費	一千五百万円
水防費	一千万円

を見込みますと共に

開拓地における農道、橋梁等の施設復旧費	三千四百十万円
土地改良施設の復旧費	四千万円
治山事業費	三千万円

を計上いたしました。

次に農業関係につきましては

水稲馬鈴薯の病害虫防除薬剤購入費に対する助成費 一千八百万円
を見込みますとともにさきに申述べました水害関係の農林漁業資金二億円につきましては融資の円滑な流動を図りますため別案のとおりに、融資額の四割に相当する額の損失補償を行うことといたしますとともに、また一面金利負担の軽減をはかりましたため年利五分相当額の利子補給を行うこととし、このための経費五百八十三万円を計上いたしました次第であります。

なお、只今申上げました損失補償並びに利子補給につきましては、道の支出額の二分の一額は国庫から助成を受ける予定となつておるのであります。以上の外、

災害地における伝染病予防等公衆衛生保持のための経費	一千六百六万円
庁舎、校舎等の公共及び公用建造物の復旧費	三千二百二十五万円

災害対策諸費

を計上いたしましたし速かな復旧を図ろうとするものであります。

次は教育費に関する事項についてであります。前議会において財源の関係上定数のみを御議決戴いておりますした小学校、中学校及び高等学校教職員七百六名に係る給与につき今回措置いたしますと共に

学校教職員に係る石炭手当差増額	八百七十六万円
教職員旅費	四百五十六万円
公立学校共済組合給与金	四千五百五十万円
過般焼失いたしました網走向陽高等学校外三高等学校校災復旧費	一億六百五十万円
野幌定時制高等学校災復旧費差増分	百万円
高等学校産業教育設備費	四千五百四十五万円
高等学校屋外運動場拡張費	百四十一万円
盲ろう学校における教材整備、暖房施設等の経費	二百九十万円
教員保養所復旧費並びに運営費	千二百五十二万円
へき地教育振興等の教育諸費	四百二十三万円
世界スピードスケート選手権大会開催費並びに同施設費補助	二千万円
世界スキー選手権大会派遣費	百二十万円
青少年指導主事設置等の教育委員会費	百二十九万円
社会教育費	百四十五万円
文教施設復旧費	百二十四万円
教育財産費	百九十一万円

を追加計上いたしましたし教育行政各般に真りいよいよその万全を期せうとするものであります。

なお、学校教職員に係るへき地手当及び日直、宿直手当改訂増額のことにつきましては目下北海道教育委員会と協議中でありますのでその結論を得次第提案いたしたいと考えておりますので何卒御了承願いたいと存じます。

以上のほか更に国庫支出金の確定に伴うもの乃至は起債、寄附金等の特定収入を伴う経費の主なものとしたしましては

農業畜産業関係においては

優良種畜生産普及費	二千六百三万円
積雪寒冷単作地帯振興対策費	六百七十九万円
病害虫防除施設費	二百七十万円
農業共済組合育成費	七百七十六万円
主要食糧集荷促進費	三百四十四万円
農業改良技術普及費	四百六十六万円
農業試験場整備費	三千万円
飼料対策費	八百二十二万円
水産業関係においては	
石狩川さけ流網漁業転換費	三百九十三万円
水産孵化場復旧費	五百九十六万円
淡水増殖振興費	百四十万円
貝類増産施設費	六百六十六万円
水産試験場における試験調査費	四百四十九万円
開拓及び土地改良事業関係においては	
開拓地酸性土壌改良事業費	一千二百万円
開拓地災害復旧費	一千四十二万円
道管土地改良事業災害復旧費	三千二十五万円
団体営暗渠排水事業助成費	七千七百四十四万円
団体営普通客土事業助成費	三千百六十九万円
団体営区画整理事業助成費	一千二百六十五万円
団体営農道事業助成費	一千百六十万円
畑地かんがい事業助成費	四千百八十万円
右事業に伴う事務費	一千七百六十万円
土木関係においては	
道路改良費	三千四十七万円
道路局部改良費	二千三百五十五万円
永久橋架換費	七千二百三十三万円
橋梁架換費	四百九十九万円
道路舗装費	一千九十万円

道路除雪費

道路除雪費	一千二百二十四万円
河川改修費	五千五百五十六万円
港湾災害復旧費	一千六百四十九万円
土木現業所費	五百万円
災害土木復旧費	七千五百一十万円
林業関係経費においては	
森林採取事業費	一千六百四十四万円
森林保護費	二千二百四十九万円
治山事業費	二千二百二十七万円
森林計画画編成費	九百三十五万円
林業経営指導費	一千五十八万円
木炭生産指導費	二百七十万円
社会労働及び保健衛生関係においては	
消費生活協同組合設備資金貸付金	二百一十万円
扶助基準の引上げ等に伴う生活扶助費差増額	二億二千三百三十五万円
アフターケア施設費	二千七十五万円
向陽学院校舎建築費	四百万円
児童保護育成費	一千万円
肢体不自由施設費	一千万円
耐火建築促進費 三カ所分	六百五十万円
千歳外二保健所運営並びに備品整備等の経費	六百四十六万円
赤痢対策等の伝染病予防費	一千八百三十三万円
結核予防費	一千六百三万円
精神病院費	八百八十六万円
労災病院建設費	一千万円
失業対策事業費	四百十四万円
を追加いたしました外	
道職員増員費 二百三名分	一千六百二十七万円
国會議員選挙費	三千三十九万円
第九回国民体育大会競技場施設等の経費	一千三百十三万円
を追加計上いたしました次第であります。	

次に当面緊急措置を要しますものについて申上げたいと存じます。

北海道信用保証協会に対する損失補償金 一千五百十四万円

を見込みますと共に

物資の消流対策を強化いたしますため物産斡旋協会に対する助成費 百五十万円

物産斡旋東京事務所費 五百六十五万円

物産斡旋大阪事務所費 百三十八万円

を計上し、また

道路小破修繕費 二千万円

水産館整備費 二百万円

函館漁業無線設置補助 百二十五万円

馬鈴薯原種農場費 百六十一万円

災害救助費 六百九十万円

直営診療施設費補助 十九カ所分 七百七十六万円

精核療養所費 五百五十万円

日雇労働者寄場施設費補助 二カ所分 三百六十万円

失業対策運営費 二百四十万円

総合開発調査費 二百四十万円

泥炭地開発推進費 百万円

電源開発調査費 七百三十万円

北大医学部改築費補助 二百五十万円

徴税諸費 三千五十二万円

事務改善指簿費 三百五十一万円

道職員共済組合給与費 四千六百六十七万円

町村恩給組合補助金 二千二百二十三万円

などを追加いたしました。

以上は普通会計の歳出の主なものについて申述べたのでありますが、これが歳入といたしましては

国庫支出金 四十七億三千二百八十四万円

公営企業及び財産収入 二百二十五万円

分担金及び負担金 二千四百八十八万円

使用料及び手数料

寄附金

雑収入

道債

を追加し、また

地方財政平衡交付金においては義務教育費国庫負担制度の実施に伴い二十九億四千六十八万円を減額更正して収支の均衡を図つた次第であります。

次に道営自転車競技費会計について申し上げます。

本競技は当初十回延六十日間を予定して所要経費を見込んだ次第であります。七月の大水害発生等の財政需要増嵩に対応して更に一回六日間追加実施することとしこれが経費

一般会計繰出金その他を合せて

追加いたしました次第であります。

次に

道有林野事業費会計において

農産物検査費会計において

追加計上いたしましたのは、事業量の増加及びその後における必要止むを得ざる経費につき措置いたしましたものであります。前者にあつては事業収入の増加と前年度繰越金を、後者にあつては前年度繰越金を引当てといたしております。

なお、水産物検査費会計については前年度における歳入欠陥百九十二万円を、本年度の検査手数料の増収に期待してこれが繰上充用をしようとするものであり、また、電気事業費会計におきまして一千二百八十二万円を追加いたしましたのは

堰堤工事費

発電所運営費

を計上したのであります。これが財源としては起債並びに事業収入をもつて充当してあるのであります。

次は道病院費会計についてであります。前年度において歳入欠陥を生じたので過年度収入を見合ひに九百四十万円を計上いたしますと共に

病院運営費並びに施設整備費

一時借入金利子

合計

二千二百七十七万円

三千百一十一万円

一億五百三十四万円

七億二千三百万円

六百七十五万円

五十七万円

一千六百七十二万円を

事業収入普通会計繰入金、及び密附金等を財源として追加計上いたしました外、医科
大学費会計においては昭和二十五年年度においては札幌市より買収いたしました体育館
の買収年賦金二百四十二万円を今回計上いたしました。

次に北海道職員定数条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

先ず知事の事務部局において二百三名の増員を見込みましたのは、保健所の新設乃
至は結核療養所の完成等施設の増加に伴い二百九名を、国庫補助の確定に伴い十名を
それぞれ増員することといたしますと共に委託費の減少に伴い職員十六名を減員しよ
うとするものであります。

また教育委員会の事務部局においては青少年指導主事六名を新たに設置して青少年
指導の強化を図ることとした次第であります。

次に北海道税条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本年八月法律第二百二号をもつて公布せられました地方税法の一部を改正する法律
におきまして、道府県税につき非課税範囲の拡張及び税率の変更等による負担の合理
化が図られました外、徴収確保上の措置等につき所要の改正がなされましたのでこれ
に即応するため道税条例中関係事項につき所要の改正を行うものであります。

次に「果樹凍害罹災農家営農資金の融資に伴う損失補償に關する予算外義務負担の
件」及び「北海道共済商工協同組合の共済事業の損失補償に關する予算外義務負担の
件」についてその要旨を御説明申し上げます。

先ず前者は昨年十一月以降本年二月にわたる果樹凍害罹災の農家に対し、営農資金
の導入を円滑にし速かなる復旧を図らしめようとするものであります。これに要す
る資金五千万円に対しその三割に相当する額の損失補償をなさんとするものでありま
すが、その補償額のうちの半額は罹災農家所在市町村の協力を求めることとなつてお
るのであります。なお、またこれが融資に伴う金利については道が三分、市町村二分
合せて五分の利子補給をすることとし、道分については提出予算案に本年度所要額七
十五万円を計上いたしておる次第であります。

後者につきましては、北海道共済商工協同組合の行う火災共済事業を強化し、中小
企業の維持安定に資するため本年十月一日より昭和三十一年八月三十一日の間におい
て五千万円を限度として右組合の行う共済事業に対し損失補償の予算外義務負担をし
ようとするものであります。火災の頻発あるいは大火の発生等のため密託金総額を
超えて給付を要することとなつた場合、同組合の蒙る損失について補償しようとする
ものであります。同組合は發足以来未だ一年であり、この際道の補償により加入の

促進を図り、その基礎を強固ならしめることは火災保険料のそれに比し、低額なる負
担において不測の災禍に対処せしめることとなりますので、中小企業の振興上時宜に
適したものと存じ提案いたしました次第であります。

次は、足寄郡陸別村、紋別郡上湧別村、同郡丸瀬布村、同郡下湧別村、斜里郡小清
水村、瀬棚郡東瀬棚村及び勇払郡追分村を町とすることについてであります。これ
ら七カ村を町とすることについては、各村民の強い要望にもつき、それぞれの村議
会において満場一致の議決を齎して申請があつたものであります。これら各村の実態
につき調査いたしましたところ、何れも町としての要件に關する道条例に定められた
諸要件を具備しており、またその将来の発展性も確實と認められますのでここに一括
提案いたしました次第であります。

以上は提案案件の主なものについてその概要を申し述べた次第であります。次に
冷害対策のことについて申し上げます。

本年の作柄の推移につきましては、春の長期予報によりましても天候の不順が、予
想されましたので、これに対応し、積極的な指導を加えて参つたのであります。蒔
付け時期の低温に始まり、五月の霜害、六月以来の低温、更に七月に入りましては、
三次にわたる大規模な水害の発生等、異常気象と度重なる災害によりまして、水稻及
び畑作についてそれぞれ相当の減収が予想されているわけでありまして、作況の大勢
が決した現段階においては、最早や大幅な回復は望み得ないような状態に立ち到つて
いるのであります。

特に米の問題につきましては恰かも供出割当の時期に際会いたしておりますので、
その推移には重大な関心を払い適正な作況の把握と、これに基く公正妥當な割当の指
示、あるいは早場米適用期限の延長、等級の格下げ各種奨励金の増額等を中央当局は
勿論、關係各方面に強く要請中でありまして、作況の把握の問題にいたしましては今
回特に当局の再度の現地調査を煩わしているような次第であります。

なお、冷害対策といたしましては、道自休としまして、今後の被害を最小限度に
止めるべく初霜の防止等技術的対策は勿論、種子の確保対策等につき措置を講じます
と共に中央に対しましては、ことの重要性に鑑み明年度再生産資金の確保その他諸般
の対策につき強力な折衝を開始致しておる次第でありますので、何卒御了承願ひした
と存する次第であります。

次に道職員の綱紀肅正のことについて申し上げます。
過般留萌支庁において税務職員の不正事件が発生したことは誠に申訳ないことであ

りまして深くお詫び申し上げる次第であります。

道職員の綱紀の振肅については就任以来特にこれを重視し、しばしば諸般の方途を指示し、その徹底と実行とについて注意を喚起いたして参つたところでありますが、職員汚職事件が、なおそのあとを断たないことは誠に遺憾とするところであります。

今固その対策として道職員の綱紀の振肅について人事管理上よりの措置として吏道刷新に關する訓令及び通達を出し特に幹部職員の率先垂範を強く希求いたしますと共に、積極的に人事の交流を行うこととしこの一環として全支庁の税務課長の異動を行つたほか事故者及び責任者の処罰を厳正に行つた次第であります。

また行政監察上よりの措置として本庁に行政監察協議会を設けて一般行政の監察、会計監察及び税務監察を行わしめ行政効果の追及、及び行政方式の改善、会計事務方式の改善と不正事故防止並びに税務行政の改善及び不正事故防止に万全を期すことといたしましたほか、本庁税務課には特に監察係を設け更に支庁においても自主的に監察制度を確立せしめて事故防止に遺漏のないようにいたしたい所存でありますので、何卒御了承願わしいのであります。

以上は予算案その他について概要を申し述べたのでありますが、なお詳細につきましては御質問に應じ、私または参事員から御答弁申し上げたいと存じます。

○九月二十一日 午後一時十三分開議、諸般の報告の後、教育長より、去る十六日焼失した稚内商業高等学校について発言、これに關連して岩見沢農業高校、網走向陽高校の焼失及び今後の対策等について報告し陳謝の意を表した。

次に日程に追加し、意見案第一號を議題に供し、提案者宮本農務委員長（協）の趣旨弁明あつて原案可決、次に中山議員（改）より、稚内商業高校その他道有建物の焼失について、特に①管理責任者の責任追求②防火施設③自家保険について緊急質問、知事、教育長より答弁。

次に西田（信）議員（自）より、知事の行政執行の態度及び考え方に就いて特に①開發行政機構改編についての知事の行動、所信②室蘭土木現業所移転についての措置、行動③道職員の不正事件と綱紀肅正問題について緊急質問（予め時間を延長）知事の答弁、西田議員の再質問、知事

の答弁の後、知事より追加提出議案第六十号乃至第六十二号についての説明を聴取後、日程を變更して、議案第五十八號を議題とし質疑省略、委員会付託について諮り、異議なく土木委員会に付託して、午後三時三十一分休憩。午後六時二十七分再開、諸般の報告の後議案第五十八号を議題とし、中牧土木副委員長（自）より、委員会の審査の経過及び結果について報告あつて原案可決。

次に日程に追加し、決議案第一號を議題とし、本案については提案者の趣旨弁明省略、朗読の上これを可決し、直ちに委員の選任について諮り次の十七名を決定した。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 天谷 平信（協） | 清水 三俊（自） | 三浦 福督（改） |
| 旭 佳明（自） | 時田政次郎（社右） | 岡林 欽喜（社左） |
| 笠井 幸衛（社右） | 宮本 仙松（協） | 田呂 善作（改） |
| 新川 輝隆（勞） | 児玉 由一（自） | 中野 定敏（社左） |
| 土山宇三郎（公） | 佐久間貞江（自） | 朝日 昇（改） |
| 立原 耕平（自） | 土橋 伝七（改） | |

午後六時三十二分散會

知事説明要旨

只今議題となりました昭和二十八年年度北海道費歳入歳出追加更正予算案についてその大要を御説明申し上げます。

今回提案いたしました予算につきましては北海道教育委員会と慎重協議を重ねますと共に、財政上与うる限りの考慮を払つて、これが予算化に努めた次第であります。

すなわち、本道におけるべき地教育の現状に鑑みますときその改善振興を図りますことは喫緊の要事でありますのでこれに資しますため学校教職員に係るべき地手当を本年十月一日から改訂増額することとしこの経費 三千六百十五万円を見込みました外、各学校における日直宿直手当を同様十月一日から改訂増額することとし、この差増額 六千三百十二万円を追加計上いたしました次第であります。

以上のご出需要に見合う財源といたしましては、

國庫支出金 四千六百五十万円

地方財政平衡交付金

前年度繰越金

雑収入

九百三十五万円

三千三百九十二万円

九百五十万円を

見込んで収支の均衡を図りました。何とぞ、さきの議案に併せてよろしく御審議の程を御願ひ申上げまして私の説明を終ります。

意見案第一號

(昭和28・9・21原案可決)
農務委員長 宮本 仙松君提出

北海道の冷害凶作対策實施要望に関する意見書 (陳情書)

一、今年北海道は、近年稀な冷害凶作に見舞われ、農家は勿論、道民全般に深刻なる打撃を与えている実情に鑑み、この実態を認識され、霜害予防に最後の努力を払うは勿論、当面の供出割当の適正化、種子その他再生産資材の確保、農業関係各種資金の融通、飯米、肥料、自給肥料資源、燃料等の確保、罹災者用物資の貨物運賃及び租税の減免、救済公共土木及び農業、土木事業の施行等応急対策を講ずると共に水稲温床育苗代、水温上昇施設、土地改良、耕土改良、有畜農業、甜菜糖業、耕地防風林等農業経営改善施設の充実強化、積寒法による総合助成町村の育成強化等恒久的対策をも急速に実施し、罹災農家の救済及び再生産対策の万全を期し、且つ農業協同組合町村自治体の財政破綻に対する対策をも併せ講ぜられんことを要望する。

(理由)

本年北海道の気象は、異状型を示し果樹に対しては凍害が発生したのを始め、農作物の蒔付時において一週間に及ばず二週間の立遅れを来しその後においても数回にわたる多雨冷涼な期間が相当長期間持続し、或はひょう雪、水害、雨害等農業災害相づくに至った。

殊に水稲においては、生育途上の最も重要な時期に冷涼低温なる気象が持続したため水稲栽培根地帯は殆んど収穫皆無、中部以南の穀倉地帯も大減収を来し、また畑作においても麦類は雨害とサビ病のため半作以下大小豆菜豆等の豆類は生育遅延のため見込なく、最も冷害に強い馬鈴薯においてさえ雨害のため腐敗或は粒が小さく大減収が見込まれ、霜害予防に最後の努力を払つても、水田畑作を通じ近年稀な大凶作と

なることが、今や決定的となるに至った。

従つて、寒冷単作地帯の本道農業の損害は莫大な額に達し、平年作でさえ窮迫の度を加えつつある農業経済に致命的打撃を与え、道民所得の大減少は単に農家はかりでなく、道民全般に深刻な影響を及ぼし、農業団体はもとより市町村財政をも破綻の淵へ追いやり戦後最大の難関に逢着し、重大な社会不安の醸成が危惧される実情にある。よつて国及び関係当局は、本道におけるこの実態を真剣に認識せられ作況の正確なる把握に基づいて当面の供出割当の適正を図るは勿論、種子の確保、再生産資材購入費に対する補助及び融資、農業協同組合運営資金、農業手形借替資金等の融通並びにこれら各種資金に対する利子補給及び損失補償の実施、農業共済金の早期概算の実施、飯米確保のための政府米払下の実施、飼料及び自給肥料資源確保のための国有未開地、国有林内の雑草等の無償払下、罹災者の燃料確保のための国有林の無償払下、罹災者用物資の貨物運賃の減免、罹災農家に対する租税の減免、生活困窮農家救済のための公共土木事業の実施新規の客土、排水等農業土木事業に対する補助金の交付等応急対策を講ずるとともに、恒久的対策として水稲温床育苗代の設置、水温上昇施設等の増設、耕土改良、土地改良事業の強化、有畜農業の促進、甜菜糖業の振興、耕地防風林の充実等農業経営改善施設の充実強化を図り、また改良普及員及び試験研究機関並びに産業気象観測機関の拡充強化積寒法による総合助成町村の増加等総合的な施策を急速に実施し、罹災農家の救済及び再生産対策の万全を期し、且つ凶作による農協市町村自治体の財政破綻に対する対策をも併せ講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

衆議院議長 遠 藤 大 臣 北海道知事
参議院議長 衆議院農林委員長 農林省農務所長
内閣総理大臣 参議院農林委員長 札幌国税局長
農林大臣 内閣官房長官 国有鉄道総裁
大蔵大臣 内閣官房長官 国有鉄道札幌運輸支所長
建設大臣 北海道開発庁長官 農林中央金庫理事
厚生大臣 食糧庁長官 札幌、旭川、北見、函館、帯広各営林局長
運輸大臣 林野庁長官
労働大臣 北海道開発局長

各道
行政庁以外は、
陳情書として
提出する。

(昭和28・9・21原案可決)

冷害凶作対策特別委員會設置に關する決議

右別紙案文の通り提出する。

昭和二十八年九月二十一日

議員 清水三俊 西田信一

天谷平信 時田政次郎

三浦福督 新川輝隆

笠井幸衛 鈴木源重

秋山孝太郎 道下美作

堀田毅 田中巖

土山宇三郎 原田伊曾八

西村武夫

議長 蒔田余吉殿

(別紙)

冷害凶作対策特別委員會設置に關する決議

一、本議案に十七人の委員をもつて構成する冷害凶作対策特別委員會を設置する。

二、本委員會は

(一) 昭和二十八年における冷害凶作に対する対策を樹立し、その推進を図る。

(二) 各常任委員會所管の前号関係事務について連絡調整を行う。

三、本委員會は議會において調査終了を議決する。まで継続存置する。

四、本委員會に要する経費は昭和二十八年度中百五十万円とする。

○九月二十二日 午前十一時二分開議、諸般の報告の後、日程第一、議案

第一号乃至第三十七号、第三十九号乃至第五十七号、第五十九号乃至第

六十二号、報告第一号乃至第七号を議題に供し、通告により順次質疑に

入り、

太田議員(社左)より、①綱紀肅正問題②水害及び冷害対策③教育問題特

に定数予算化、へき地給、日直宿直給、石炭手当の人事委員會勧告、教

職員給与三本建の問題④石炭産業における企業整備と人員整理問題⑤明

年度予算編成の方針について質疑、知事、教育長、人事委員會委員長より
答弁あつて、午後零時四十六分一旦休憩、午後二時十五分再開。

舛田議員(協)より①更道刷新、綱紀肅正問題②予算の執行特に機械
貸与費等の運用問題③風水害対策特に灌漑用ダムの問題④冷害対策⑤教
職員給与三本建の問題⑥高校入学考査問題について質疑(予め時間を延
長)知事、教育長、農務、総務兩部長より答弁あり、次に岡田議員(社
右)より①水害地域指定問題②水害防止対策特に雨電ダムの放水問題
③果樹凍害対策④冷害対策特に沓沓把握、検査規格の格下げ、種籾の確
保、救済事業、再生産資金資材の問題について質疑、知事より答弁あり
次に山内議員(勞)より①失業対策特に国庫補助率の引上げ、企業整備
に伴う失業対策、失対事業に対する冬季特別手当の支給②離島大島射撃
場における魚道の影響③道職員教職員給与ベース④総合開発に關連して
泥炭地開発問題について質疑、知事、人事委員會委員長より答弁あつて
暫時休憩、午後五時六分再開。

三室議員(自)より、①綱紀肅正問題及びこれに關連して今までに発
せられた訓令通牒の詳細、部課長等の責任の追及、監査委員の責任等につ
いて②教育問題特に火災等の事故についての責任体制③給与三本建
問題特に給与条例の改正、財源措置④道財政特に平衡交付金、国庫支出金
に關連して道税等の歳入欠陥の問題について質疑、知事、教育長、監査事
務局長、総務部長より答弁、三室議員より答弁に不満足であり、予算特
別委員會において質疑する旨を述べた。次に會期を二十四日より十月三
日まで延長について諮り、異議なくそのことに決し、午後六時十七分散
會。

○九月二十四日 午後一時二十五分開議、諸般の報告の後日程に入り、質
疑継続、吉田(豊)議員(自)より①庶路川流水問題に關連して綱紀肅正
問題②北海道の開発問題について質疑、副知事の答弁あり、次に原田議
員(自)より①新生活運動②道の土木行政③貯水池の管理と保全の問題
特に雨電ダムの放水問題について質疑、副知事の答弁、原田議員より町

村道の助成問題について再質疑、副知事の答弁あつて、次に井野議員（社左）より①綱紀肅正問題に關連して道立病院特別会計の赤字問題②千歳町における風紀衛生問題について質疑、（予め時間延長）副知事、札幌方面公安委員より答弁、井野議員の再質疑、副知事及び公安委員より答弁、井野議員より答弁には不満足であり、予算特別委員会において質疑を行う旨を述べた。次に糸川議員（協）より、へき地手当の提案と財政措置の問題について質疑、副知事の答弁、糸川議員の再質疑、副知事の答弁あり、糸川議員より答弁には不満足であり、予算特別委員会において質疑を行う旨を述べた。

次に宮坂議員（改）より①アフターケア設置問題②冷害対策特に農手返済問題③高等学校の道立移管問題について質疑、副知事、教育長より答弁あつて、午後三時三十九分散会。

○九月二十五日 午後一時二十五分開議、諸般の報告の後、日程に入り、質疑継続、昨日の井野議員（社左）の質疑に対し、札幌方面公安委員会囑託より補足答弁あり、次に新川議員（勞）より①生活白書に關連して道民生活の低下について②炭鉱企業整備に伴う身体障害者整理の問題③道の産業振興上漁撈海面における日ソ国交調整問題について質疑、副知事より答弁、新川議員より、道民生活の低下問題、身体障害者の整理問題について再質疑、副知事の答弁あつて、次に高田議員（社左）より①学生選挙権の問題②網走市教委における教職員の異動と教委々員長と教育長の告発問題に質疑、選挙管理委員長（予め時間延長）教育長より答弁、高田議員より再質疑、選挙管理委員長、教育長より答弁、高田議員より答弁には不満足であり、予算特別委員会において質疑を行う旨を述べた。

次に天谷議員（協）より①冷害対策に關連する道の行政措置について②発電所ダム管理と河川災害③町村道補修費の補助問題④原々種種牡馬種牡牛の輸入に対する助成問題⑤発芽しない種子（とうもろこし）の配付に対する措置について⑥保安隊、駐留軍の演習用地問題⑦霜害予防対

策について質疑、副知事の答弁あり、以上にて通告の質疑終了につき、質疑終結について諮り、異議なくそのことに決した。

佐久間議員（自）より、日程第一のうち、議案第一号乃至第二十号、第二十二号、第五十七号、第六十号の議案については、なお慎重審議の要があるため、十七名より成る豫算特別委員会を設置、これを付託せられたい旨の動議提出、賛成あつてこれを可決、直ちに委員の選任について諮りつぎのように決定、關係議案は同委員会に付託された。

天谷 平信（協）	井野 正揮（社左）	西田 信一（自）
勢田金次郎（自）	西田 正一（改）	高橋 辰男（社右）
福島新太郎（自）	新川 輝隆（勞）	池田 信孝（協）
村上貞次郎（自）	土山宇三郎（公）	浜泰 辰雄（社右）
本多 吉江（改）	朝日 昇（改）	土橋 伝七（改）
桑野秀治郎（自）	高田 治郎（社左）	

ついでその他の議案は次のように各常任委員会に付託された。

議案第二十一号、第二十三号乃至第二十六号、第四十九号、第五十号、第五十九号、第六十一号報告第二号、第四号、第六号は總務委員会に、議案第二十七号、第三十九号乃至第四十三号は土木委員会に、議案第二十八号、第二十九号、第五十三号乃至第五十六号は建築委員会に、議案第三十号、第三十一号、第三十三号は衛生委員会に、議案第三十二号、第四十五号、第四十六号、第五十一号、報告第三号、第七号は文教委員会に、議案第三十四号乃至第三十六号、第四十四号、第四十七号は農務委員会に、議案第三十七号、第四十八号は商工委員會に、議案第六十二号は林務委員会に、議案第五十二号は委員会の審査を省略し、後日に審査することとし、次に日程に追加し、議案第六十三號乃至第六十七號を議題とし、副知事の説明を聴取、本案については質疑を省略委員会付託について諮り、

異議なくそのことに決し、議案第六十五号は衛生委員会に、議案第六十七号は農務委員会に、議案第六十三号、第六十四号、第六十六号は予算特別委員会に併託に決定。

次に宮津水害特別委員長より、水害対策についての中間報告が行われた後、明二十六日より三十日まで五日間休會について諮り、異議なくそのことに決し、午後四時二十分散會。

知事説明要旨

本日追加提案いたしました昭和二十八年度北海道費歳入歳出追加予算案その他についてその大要を御説明申し上げます。

今回提出いたしました予算案は大樹町立全日制及び定時制高等学校を本年十月一日から道に移管することとし、これに要する経費を計上いたした次第でありまして、予算の総額は四百七十六万円となるのであります。

これを学校別に申し上げますならば

高等学校費において

四百二万円

追加いたしますと共に

六十三万円を

定時制高等学校費において

十一万円を

追加計上いたしました。

次にこれが財源といたしましては、

使用料及び手数料	九十万円
密 附 金	三百七十四万円
雑 収 入	十二万円

を見込み収支の均衡を図つた次第であります。

なお以上申述べました道立移管に伴い、北海道職員定数条例の一部を改正する条例案を併せて提出いたします。

よろしく御審議の程を切望いたします。

次に地方競馬費会計についてであります。道営競馬は、当初小樽外五カ所において延七十五日の実施計画を備へ、現在までに四十四日間を終了いたしましたのであります。が、予期の収入を挙げ得なかつた事情に鑑み、今回道営競馬終了後の札幌競馬場を借

上げ使用することにつき関係方面の了解を得る見透しを得ましたので現行条例の改正につき別案をもつて提出いたしておりますが、右改正条例の御議決をまつて既往の計画を変更し、今後旭川において三日間実施する外は、札幌競馬場において十日間の予定をもつて集中施行して収入の強化を図りたいと存するのであります。これが運営のための経費並びに前年度の歳入欠陥補填のための繰上充用金百八十四万円を合せて二千十二万円を

追加計上いたした次第であります。

常任委員会

議會運営委員会

○九月十六日 午後一時三十七分、議長室において開議

① 明九月十七日の議事は、知事の提案理由の説明聴取後、議案第三十八号を総務委員会に付託し、一旦休憩して総務委員会で審査を遂げた後、再開即決に決定。

② 本會議は午後一時開會に決定。

③ 十八、十九日は休會、二十一日再開して二十四日まで質疑を行うことに決定。

④ 緊急質問三名通告があるが、緊急質問の取扱については、明日の議運で決定すること。

⑤ 代表質疑の順位は、(1)社会左、(2)協同、(3)社会右、(4)公正、(5)労農、(6)自由、(7)改進黨の順とすること。なお一般質疑の時間制限については、前例どおり議員一人当り五分とすることに決定。

⑥ 会期については後日決定すること。

⑦ 局長より現在の全国議事會館の処分及び新築計画、これに伴う負担金について一応報告。

⑧ 議運委員の府県視察については、会期中委員長において考究すること

に決定。午後二時十分散会。

○九月十七日 午後一時十五分、議長室において開議。

① 昨日より持越の緊急質問の取扱については、知事の説明聴取後、一旦休憩して協議することに決定、午後一時二十九分休憩、午後三時二十六分再開。

② 緊急質問の取扱について一時間以上に亘つて論議されたが、結論に至らず午後四時五十九分再度休憩、午後五時三十一分再開。

③ この問題については、明日午前十時より委員会を開き更に協議することとし、本日は午後五時五十分本会議再開、議案第三十八号について総務委員長の報告を受け議決することに決し、午後五時四十一分散会。

○九月十八日 午前十一時五分議長室において開議。

① 緊急質問の取扱について諮り、西田(正)(改)笠井(社右)土山(公)西村(社左)新川(労)各委員より意見があつたが(西村委員退席)まともらず一旦休憩、午後一時三十五分再開したが、西村委員の出席を通告するまで休憩することとし再度休憩、午後一時五十五分再開、(西村委員出席)三浦委員(改)より新川委員(労)提出の申し合せ事項について修正動議があり、全会一致をもつて修正案通り決定。

② ついで緊急質問四件の取扱について諮り、一旦休憩して協議したが結論に至らず、明日決定することとして午後三時八分散会。

○九月十九日 午前十一時二十六分、議長室において開議。

① 二十一日の本会議は、日程(一)意見案第一号、(二)西田(信)中山両議員の緊急質問、(三)代表質疑の順序とする。なお議案第五十八号は代表質疑の前に即決することに決定。

② 二十一日の委員会には正副委員長共に事故があるので、理事選任について諮り、田中委員(自)を決定、午前十一時四十五分散会。

○九月二十一日 午前十一時五十分、議長室において開議。

① 教育長より稚内高校焼失について陳謝の発言については、冒頭にこ

れを許すことに決定。

② 西田(信)議員(自)の緊急質問に一項目脱落しておつた問題については、各委員より意見があつて結論に至らず、休憩再度の後これを認めることを了承。

③ 知事より追加議案三件提案、これについての説明は代表質問の前に聴くことに決し、結局本日の議事日程は、

(一)教育長の発言 (二)意見案第一号上提、農務委員長趣旨弁明 (三)緊急質問 (四)追加議案上提、知事の説明 (五)議案第五十八号土木委員会付託 (六)休憩となる旨を確認、一旦休憩、午後四時二十三分再開。

④ 冷害凶作対策特別委員会設置の件について諮つたが、委員数について意見まともらず一旦休憩、午後五時三十分再開、冷害凶作対策特別委員会を設置すること、人数は十七名、予算は百五十万円、提案は議運委員全員とすることに決定。

⑤ 二十三日の祭日も議事続行するかどうかについては、明日の委員会で決定することとし、ついで再開本会議は午後六時とすることを決定、午後五時四十分散会。

○九月二十二日 午後四時五十分、議場廻廊において開議。

会期延長について諮り、会期は十月三日まで十日間延長に決定、なお本日議事は自由党、三黨議員が原田議員に代り代表質疑を行うこととし、午後五時散会。

○九月二十四日 午後零時二十四分、議長室において開議。

① 代表質疑については、改進黨が行わないのでこれで打ち切りとする。

② 個人質疑については、通告は十二名あるが、本日は吉田(豊)原田、井野、糸川、宮坂各議員について行い、明日中に終了の予定とする。

③ 構成十七名の予算特別委員会を設置する予定であるので、予め党の意見をまとめておくこと。

④ 本会議は午後一時開議する。

以上のことを決定して午後零時五十分散会。

○九月二十五日 午前十一時二十分、議長室において開議。

- ① 議案付託区分を決定の後、本会議の日程を (一)個人質疑の統行 (二)予算特別委員会設置の動議、同設置決定 (三)同委員会委員の選任 (四)議案の付託及び議案第五十二号の審査方法について諮り決定 (五)追加議案の上提知事説明後委員会付託 (六)水害対策特別委員長中間報告の順とする。

② 本会議を、二十六日より三十日まで休会、十月一日再開することに決定。

③ 予算特別委員会委員の氏名通告を受けた後、議長より北海道議会議史の編纂について一応の説明を行い、開発費予算折衝等の経費節約について協力を要望。

④ 本会議は、午後一時より開議することを決定、午後零時二十分散会。

総務委員会

○九月十五日 午前十一時四十分、第三委員室において開議。

立原委員長(自)より、請願陳情の審査を行う旨を述べ、まづ水害関係の陳情第七十六号、第八十号、第八十八号、第九十四号、第二百二号、第二百九号、第二百十四号、第二百十七号、第二百三十五号、第二百三十九号、第二百四十一号、第二百六十三号、第二百七十八号、第二百八十八号、第二百九十六号、第三百二二号、第三百十七号、第三百十九号、第三百二十八号はいずれも採択に決し、ついで町制施行関係の請願第二百二十二号、第三百十九号、第六十一号、第六十六号、陳情第三百十五号、第三百三十八号の六件は採択に決し、次に請願第三百三十八号、陳情第三百六十四号、第三百十七号、第三百四十二号は採択、同第三百十九号、第三百五十四号は不採択、同第三百五十一号、第九十四号、第二百二十号、第二百二十一号は議会の会議に付するを要しないものに、また同第八十九号は水産委員会に、第四十一号は商工委員会に付託替に決し、他は明日引続き審査することとし、午後一時二十五分散会。

○九月十六日 午後一時四十五分、第三委員室において開議。

- ① 請願陳情の審査を行い、請願第二百九十二号は採択、同第三百三十三号は不採択、同第七十四号は継続審査に決定、次に陳情第二百八十一号は採択、同第六十三号は不採択、同第二百十四号、第二百二十二号、第八十一号、第二百九十五号、第二百九十七号、第三百三十一号、第四百四十四号、第四百十九号は継続審査に決した。

② 次に第三回定例会提出予定案件について理事者の説明を聴取して、午後四時三十五分散会。

○九月十七日 午後二時四十分、第一委員室において開議。

付託議案の審査を行い、議案第三十八号(港別村外六カ村を町とする)は異議なく原案可決とし、報告案文は委員長一任に決して、午後二時四十五分散会。

○九月二十一日 午前十一時、第一委員室において開議。

① 冒頭、北海道電力株式会社より、電気供給事業に対する固定資産税軽減について陳情聴取。

② 請願の審査を行い、請願第三百三十六号(留萌支庁の位置変更)を議題とし、山内委員(労)より「実施については道財政の状況と出先機関の関係において十分検討の上措置すべきである」旨の条件を付して採択の発言あり、これを諮つて異議なくそのことに決した。

② ついで今次定例会追加提案案件について理事者の説明を聴取、二瓶(協)吉田(定)(改)井野(社左)各委員より教員手当の問題について、また、山内(労)井野(社左)委員より繰越金の内容、財産無償譲与の問題について質疑、応答あつて、午前十一時三十五分散会。

○九月二十五日 午後零時、第三委員室において開議。

追加提出の案件について理事者の説明を聴取、山内(労)桑野(自)井野(社左)委員より質疑あり、応答あつて、午後一時散会。

衛生委員会

○九月二十八日 午前十一時五十五分、第三委員室において開議。

① 冒頭釧路高等理容美容高校設置費に対し道費助成について同校より陳情聴取。

② 千歳町における賣春取締の問題についての條例制定につき保健指導課長より説明があり、田中委員(自)より今後の指導について希望あり、衛生部長より補足説明、山内委員(労)より、この問題について道条例施行について質疑があり、衛生部長よりこの問題のみで道条例の考えはない旨答弁あつて、

③ 次に金沢委員長(自)より付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第三十号、第三十一号、第三十三号、第六十五号はいずれも異議なく原案可決に決し、

④ 次に請願、陳情の審査を行い、請願第六六号、第四百四十一号、第七十六号、第七十七号、第八十号、第九十一号は採択、同第二百六号は不採択に決定、なお第九十一号については別に意見案を提出することとし、次に陳情第六十一号、第二百七十二号、第二百九十号は採択、同第三百三十六号、第七号、第九号、第五十八号、第六十号、第六十八号、第六十号、第三百七十五号、第三百七十六号は継続審査に、同第三百九十二号は会議に付するを要しないものと決定、午後二時四十分散会。

文教委員會

○九月二十一日 午後三時四十五分、第三委員室において開議。

① 冒頭夕張市長より、夕張市立南高校の道立移管について、天塩町長より同町立高校の道立移管について、宮坂議員より大樹高校の道立移管について、稚内市代表より道立稚内商業高校の復旧について陳情を聴取。

② 林委員長(改)より、本会議の時間の関係もあり緊急案件についてのみ協議したいと述べ、新川委員(労)より、高校の道立移管の問題

(請願陳情)については、教育委員会の考え方について今会期中に検討されたい旨の発言あり、休憩して一応協議することとし、一旦休憩、午後四時二十五分再開。

この問題については、最も近い本会議のない日に慎重に検討したいと語り、そのことに決した。

③ 次に教職員の日直、宿直、僻地手当等の基礎について説明を求め、新川委員(労)より、資料提出の要求あり、また高田(社左)本多(改)委員より、意見があり、委員長より資料の提出を要求した。

④ 次に秋山(協)坂東(浩)(自)委員より、学校火災の防止について発言あり、午後四時三十五分散会。

民生委員會

○九月七日 午後一時三十分、第一委員室において開議。

① 冒頭アフターケア施設々置について、札幌市議会厚生委員長、旭川市議会副議長より陳情を聴取。

② 民生部長より、海外視察報告について発言の後、社会課長より昨年来の懸案となつている、社会福祉館建設に關する経緯について説明、更に先般衆参両院厚生委員来道の際、遺族国庫債券の資金化等について要望の旨を報告した。

③ ついで保険課長より保険醫指定取消問題についての報告を聴取、高田(社左)森川(社左)委員より質疑、応答あつて、

④ 次に災害關係陳情の審査を行い、陳情第七十五号、第七十八号、第八十七号、第二百十六号、第三百三三号、第二百九十二号、第二百二十四号(条件付)採択に決し、なお採択の各陳情については、災害対策特別委員長に対し文書を以て申入れることとした。

⑤ 道内民生事情及び施設等視察については、胆振、檜山、渡島支庁管内とし、九月九日より五日間、新川(労)坂東(浩)(自)本多(改)委員を派遣に決し、午後二時三十分散会。

農務委員會

○九月十八日 午前十時四十分、第一委員室において開議。

① 宮本委員長(協)より冷害対策について委員會のとるべき方針態度について諮り、朝倉(自)土山(公)荒(社左)平野(自)各委員より意見があり、(イ)特別委員会設置如何は議會が取上げる問題であるが、委員會としては中央に対する影響等もあり設置すべきである。(ロ)設置する場合、所管が当委員會のものであり、従つてその構成員には農務委員を充てるの二点について、議長に申入れを行うことを決定。

② 荒委員(社左)の發言により農政課長より冷害対策の進捗状況を聴取、朝倉(自)天谷(協)村上(自)若林(社右)荒(社左)朝日(改)各委員より調査数字の取扱ひ、最悪の場合を考慮した対策等について要望があつた。更に各農業団体が個々に対策のための運動を行つていくことについて、これを調整するため委員會が主体となつて懇談會を開催してはどうかと荒委員(社左)より發言があり、これを諮つてそのことに決定。

③ 奥忠別電源開發に關連する水溫上昇問題について商工委員會との合同調査について諮り、福島商工副委員長(自)の説明を聴取後、若林(社右)荒(社左)両委員より發言あり、本調査については僅か一日の調査では意をつくせぬので、相当の計画を樹て、議會終了後二乃至三日程度の日程で調査をするよう申入れすることに決定、午後零時二十分散會。

○九月二十一日 午前十時五十分、第三委員室において開議。

① 冒頭北見地方農業協同組合連合會會長より冷害凶作対策についての陳情を聴取。

② 意見案第一號北海道の冷害凶作対策實施要望に關する意見書について諮り中野(社左)天谷(協)朝倉(自)大沢(自)荒(社左)及び朝日(改)の各委員より冷害凶作対策特別委員會設置の問題と終み種

々論議されたが、供米割当等の緊急情勢に対し、農務委員會意見として文案を決定、これを提出することとした。

③ 一道北部七県議長會より冷害凶作対策協議會開催について出席方の要請があつたが、議長の出席が困難なため、農務委員より出席者を決定されたい旨申入れのあつたことを報告、ついで出席者について諮り宮本委員長(協)を決定。

④ 冷害対策特別委員會の設置及び供米割当會議に議會代表の出席方について議長に申入れを行うことを確認し、午前十一時二十六分散會。

○九月三十日 午後一時三十七分、第三委員室において開議。

① 冒頭十勝支庁長より冷害状況を説明種粳確保、再生産資金の確保、供出數量の適正等について要望あり、ついで江部乙町長より果樹凍害対策について陳情を聴取。

② 平野副委員長(自)より、東北七県北海道の冷害対策協議會の状況について報告。

③ 付託議案の審査に入り、議案第三十四号乃至第三十六号、第四十四号、第四十七号、第六十七号はいずれも原案可決。

④ 請願の審査に入り、請願第八十一号、第八十二号、第九十八号、第二百七号は採択、同第三百十五号は不採択、同第二百五号は継続審査に決定。

⑤ 次に陳情の審査に入り、陳情第三百五十四号、第三百六十号、第三百六十九号、第三百八十四号、第三百八十五号は採択、同第三百六十七号は継続審査に決定。

⑥ 冷害問題について北見市農協より陳情聴取。

⑦ 委員長より冷害凶作対策特別委員會の運営について、昨日同副委員長及び農地開拓委員長と三者協議を行つたが、作況調査を早急行う必要があるのではないかということであつたがと発言、これに対し荒(社左)村上(自)堀田(自)各委員より冷害凶作対策委員會と農務委員會との關係、及びその権限などについて意見があり結局、本日の委員

会の模様を議長に申し入れ、善処を願うこととし、午後三時五十五分散会。

林務委員会

○九月二十四日 午前十時四十分、第三委員室において開議。

① 西川委員長(改)より道南地方林務事情調査の概要について報告、堀田委員(自)よりブナの造林地状況について、また苗木の問題について、朝日(改)岡林(社左)朝倉(自)各委員より質疑があり、林務部長及び関係課長よりそれぞれ答弁があつた。

② 請願第一百七号(暑寒別岳を中心とする増毛町並びに浜益村一帯を道立公園に指定の件)の審査を行い、不採決に決定。

③ 堀田委員(自)より立木売却金延納について質疑、林務部長及び道有林課長より答弁、これについて荒委員(社左)より意見があつた。ついで、森林組合経営事業の道移管及び木材倉庫の運営について、堀田委員(自)より質疑があり、林務部長及び関係課長より答弁があつた。

④ 次に土山委員(公)より理事者の退席を求めたうえ、委員会を続行することに於いて動議を提出、賛成あつて異議なくそのことに決定、一旦休憩、午後零時三十分再開。

⑤ 土山委員(公)より委員長の進退問題について質疑、西川委員長(改)より「党議に諮り今会期中に決定したい」旨の答弁あり、朝倉(自)土山(公)荒(社左)各委員より早急に態度表明方について発言があつて、午後零時三十八分散会。

○九月三十日 午前十時四十七分、第三委員室において開議。

① 朝日副委員長(改)より委員長態度決定について党の事情等を述べ、了解を求めたのに対し、土山委員(公)より本日は出席も少く、来月一日より本会議も再開されるので、全員出席の際改めて話し合いを願ふたと発言、西川委員長(改)よりそのように致したい旨を述べた後、

② 付託議案の審査に入り、議案第六十二号は同意可決に決し、午後十時五十五分散会。

水産委員会

○九月七日 午後二時二十五分、第三委員室において開議。

① 三沢委員(社左)より、内地機船底曳網漁船入會問題折衝の経過について報告、沖野委員(公)より補足、この問題についての道側の意向について水産部長より説明、海王丸、北斗丸船長と取締船の実情について、また水産試験場技官と試験船の問題について、各委員と質疑、応答が行われた。

② 村山副委員長(改)より浜益、厚田、石狩方面の水産事情調査について諮り、九月九日より行うこと、派遣委員は安達(自)沖田(協)大竹(協)沖野(公)の各委員に決定、午後四時二十五分散会。

○九月二十五日 午前十時三十分、第三委員室において開議

① 内地底曳網漁船の入會反對に対するその後の情勢について水産部長より説明を聴取、これについて三沢委員(社左)より水産庁の年々漸減、四年程度で全廃の方針について二、三質疑あり、水産部長より答弁あつて、

② 次に二十八年年度道費追加更正豫算の内容について理事者の説明を聴取、松平委員(自)より室蘭の水族館の経営状況について、入会問題にからんで試験場の試験船の問題、内地底曳入会船の写真撮影などについて、舛田委員(協)より、水産孵化場本館再建費の問題、門別町における米軍演習地接收問題のその後の状況、漁業取締船北洋丸修繕の間の補充取締船の問題、水検の繰上充用、噴火湾の小手練船の整理状況などについて、西村委員(社左)より石狩川、さけ、ます流網漁業、転換問題について質疑があり、それぞれ応答あつて、午後零時三十分散会。

○九月二十八日 午前十一時二十五分、副議長室において開議。

① 村山副委員長(改)より請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第百五十一号、第百八十八号は採択、同第七十五号、第百五十六号は不採択、陳情第三百四十八号は採択、同第三百六十六号は継続審査に決した。なお陳情第三百六十六号石狩湾禁止区域拡大反対については、沖野(公)三沢(社左)西村(社左)各委員と水産部長との間に質疑応答が繰り返された。

② 石狩方面の視察については本議会議終了後に、また内地入会船反対に對する問題については更に中央折衝の要があるので、松平(自)三沢(社左)委員を九月二十八日より十日間派遣に決定して、午後一時五十分散会。

農地開拓委員会

○九月十七日 午後二時五十分、第三委員室において開議。

安達委員長(自)より、奥忠別發電所設置に伴う水温低下に関する調査のため委員派遣について諮り、舛田(協)笠井(社右)両委員より意見あり、委員長より、この問題は重大であるので、商工、農務、農地開拓の三委員会協議のうえ結論を出したい旨を述べ、なお委員派遣については異議なく、人選については委員長一任に決して午後三時二十十分散会。

商工委員会

○九月十七日 午前十一時五分、第一委員室において開議。

① 宮坂委員長(改)より、今次水害に對する中央の状況について商工部長の説明を求め、ついで追加予算要求の概要について説明を聴取、次に奥忠別發電所設置に伴う通産省主催聴問会の経過について印刷物をもつて報告。

② 次に請願第百十九號(奥忠別發電所建設反対の件)を議題とし、まず武田委員(改)より会社側及び地元共結論を待望してあるが、今後同ヶースの問題にも関係するので、この際慎重を期する上においてもう一度調査を行うべきではないかと述べたのに対し、委員長及び菊地(改)

和平(勞)井口(社左)各委員より意見があり、結論としては大休調査に一致したので、福島副委員長(自)武田委員(改)を派遣に決定一旦休憩。奥忠別發電所建設反対並びに小水力發電所施設に對する助成について陳情を聴取、午後零時七分再開。

③ 和平委員(勞)より、中國貿易視察團渡航について、本道對中國貿易などについて陳情してはどうかと發言、委員長よりこれを諮つてそのことに決し和平委員(勞)を派遣することとし、午後零時二十三分散会。

○九月二十六日 午前十一時四十八分、第三委員室において開議。

① 和平委員(勞)より日中貿易視察團渡航について報告あり、
② 次に付託議案の審査に入り、議案第三十七号、第四十八号はいずれも原案可決に決し、

③ 次に請願、陳情の審査を行い、請願第百十九号、第百六十号、第百九十六号は継続審査に、また陳情第三百七十七号、第三百七十八号、第三百九十号は採択、同第四十一号は不採択、同第三百四十九号、第三百六十一号、第三百九十九号、第四百六号は継続審査に決し、午後二時二十二分散会。

建築委員会

○九月三十日 午後一時十七分、第一委員室において開議。

① 伊藤副委員長(自)より付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第二十八号、第二十九号は原案可決に、議案第五十三号乃至第五十六号はいずれも同意可決に決した。

② 次に懸案となつていた、四国各地の団体施設調査については、商工委員会との関係もあり、坂東(秀)委員長の帰道後改めて協議することとし、午後二時三分散会。

土木委員会

③ 次に道々路線認定について土木部長の説明を聴取して、一旦休憩、午後二時二十五分再開。

④ 二十八年度第二次災害査定結果について理事者の説明を聴取、委員長及び副委員長より町村道に對する補助費の豫算措置について発言あり、知事不在、副知事より説明を聴取することになったが、副知事も都合つかぬため、明日正副委員長及び委員二名にて副知事に会見を請ふることとし、午後二時三十六分散会。

○九月二十一日 午後三時五十分、第一委員室において開議。

① 付託議案の審査を行い議案第五十八号は原案可決に決定。

② 中牧副委員長(自)より閉会中緊急事件として処理した案件の委員長報告について諮り、異議なくこれを決定、午後三時五十二分散会。

特別委員会

総合開發調査特別委員會

○九月四日 午後一時三十七分、第一委員室において開議。

① 坂東(秀)委員長(公)より、総合開發計畫の進捗状況について理事者の説明を求め、総務部長より説明、西田(信)委員より、道と開発庁との連絡問題について、宮北委員(協)より泥炭地開発問題について、桑野委員(自)より、電源開発問題及び本委員会の在り方について、質疑、応答があり、なお委員会の性格の問題については、宮北(協)荒(社左)委員より発言があつた。

② 次に二十九年年度豫算について理事者の説明を聴取。桑野委員(自)より、幾春別開発、夕張開発問題について質疑、宮北委員(協)より道開発局より開発問題について説明を聴きたいと発言、委員長開発局に連絡していくまで暫時休憩、再開後、委員長よりその結果を報告して午後四時散会。

○九月十一日 午後二時十八分、議長室において開議。

委員長より、委員會の今後の動向について発言、桑野(自)浜森(社右)荒(社左)山内(勞)児玉(自)四十栄(改)の各委員より常任委員会との關係、電源開發特別委員會との問題、二十九年年度予算獲得の問題、現地視察の問題等の意見がでたが、結局もつと具体的に総合開發委員會とも相談し、委員長より明日までに具体的なもの提出することとし、午後二時四十分散会。

○九月十二日 午前十一時三十分、第一委員室において開議。

① 委員長より、昨日要求された具体案を提出、それについて理事者の説明を聴取、二、三の点について質疑、応答の後総務部長不在のため詳細なる検討は後日に廻し、

② 次に本委員會の追加予算について了承を求め、山内委員(勞)の発言により総休の枠は了承、内訳は議長と委員長との話し合ひで措置することに決定、午後零時五十五分散会。

○九月二十二日 午前十時十分、第一委員室において開議。

① 来道中の戸塚建設大臣に陳情を行うこととし、西田(信)(自)森川(社左)委員及び坂東(秀)委員長(公)がこれに当ることに決定。

② 二十九日の北海道開發審議會総会に委員派遣については、正副委員長及び西田(信)委員(自)を決定、午前十時三十五分散会。

○九月二十五日 午前十一時五分、第一委員室において開議。

委員長より、二十九年年度開發豫算要求の件を議題とし、理事者から説明を聴取後、山内委員(勞)より、石狩川、幾春別川等を別項にした理由、全国枠の増額見透し、昨年度獲得した分の予算に対する割合等について、二瓶委員(協)より、新規事業の大きいもの、調査費で大きいもの等について、宮北委員(協)より、電源開發特別委員會について、桑野(自)宮北(協)委員より夕張川電源開發の問題について質疑或は意見があつて、午前十一時五十分散会。

水害対策特別委員會

○九月二十四日 午後三時五十分、第一委員室において開議。

① 宮津委員長(自)より、地域指定及び公共事業、産業資金のつなぎ融資等中央折衝状況について報告、ついで二十六日、衆参両院水害地緊急対策特別委員の合同協議会に、委員派遣について諮り、秋山(協)井野(社左)各委員より意見あり、結局その会議の情報によつて必要ある場合に委員を派遣することに決定。

② 委員長より委員会の中間報告について諮り、委員長一任に決し、午後四時十分散会。

○九月二十八日 午後二時五分、議長室において開議。

① 宮津委員長(自)より中央の情報について報告、産業資金のつなぎ融資について、若林委員(社左)より質疑があり、三浦(改)棚川(協)委員よりも発言あつて、一旦休憩、午後二時三十四分再開、台風十三号による被害の状況について、消防災害課長管理課次長、より説明を聴取。

② ついで井野委員(社左)より、災害予算中の食糧費について予算特別委員会で質疑のところ、本委員会に連絡してある旨の答弁あり、これについて質疑、食糧費については聞いていない旨、委員長より答弁、また荒(社左)若林(社右)委員より意見があつた。

③ 次に産業資金のつなぎ融資の問題、一般融資と災害融資の取扱信用程度の低い単協の融資等の問題について、漁信連、北信連側と各委員との間に質疑、応答があつて一旦休憩、午後三時四十五分再開。

④ 産業資金のつなぎ融資の問題について、委員長よりはつきりしない点もあるので、増額の要望を直ちに行うことなく、信連の模様を見て考えたいと了承を求め、荒(社左)武田(改)委員より意見があつて午後三時五十分散会。

冷害凶作対策特別委員会

○九月二十一日 午後六時四十分、議長室において開議。

① 土橋臨時委員長(改)より、委員長の互選について諮り、笠井委員

(社右)より発言あつて一旦休憩、同七時十四分再開、委員長選任の方法は単記無記名投票によることに決し、宮本委員(協)当选決定。ついで宮本委員長(協)より副委員長の互選について諮り、同様単記無記名投票の結果、児玉委員(自)に決定、暫時休憩、午後七時四十三分再開。

② 委員長より福島県における冷害対策協議会及び供米割當関係の upstream 委員について諮り、新川(労)田呂(改)笠井(社右)旭(自)各委員及び児玉副委員長(自)より意見あり、正副委員長の外三名程度とし、なお残つた委員は農業関係諸団体と協議会を持つことに決し、人選については正副委員長一任となつた。

③ 時田委員(社右)より冷害、凶作の状況聴取について発言あり、近い機会にこれを行うことに決して午後八時散会。

○九月二十二日 午後一時、第一委員室において開議。

① 児玉副委員長(自)より、福島市において開催される冷害対策に関する一道北部七県議長会には、宮本委員長出席する旨、また中央における供米割當会議及びその後の冷害対策折衝には、笠井(社右)田呂(改)旭(自)の三委員派遣の旨報告。

② 次に冷害対策に対する道の措置についての検討及び農業団体、町村長より意見を聴く会については後廻しとすることとし、まず委員会の運営方針について諮り、笠井(社右)時田(社右)朝日(改)立原(自)天谷(協)各委員より意見あり、一旦休憩、午後六時二十五分再開、明日引続き委員会開議する旨を述べて午後六時三十五分散会。なおこの間士別農協組合長より、冷害凶作に伴う農手の償還問題、救済対策等について陳情を聴取した。

○九月二十三日 午前十時二十五分、議長室において開議。

① 冒頭佐久間委員(自)より、果樹の凍霜害問題を冷害対策の一環として取上げてほしい旨の発言があり、時田委員(社右)児玉副委員長(自)より、これは一応切離し、派生的にこの問題が出てきた時に協議

することとした。

- ② ついで農作物の作況、冷害に對し道のとつた措置及び対策について農務部長より説明を聴取、次に東京事務所長より中央情勢及び各県の動向等について説明を聴取、副委員長より応急対策、再生産のための恒久対策を文字の羅列だけでなしに突込んだ資料を調製されたい旨を述べ、更に昨日検討された委員会の運営方針は当初案に字句修正を行ひ、各關係委員会に連絡することに決し、午後零時二十分散会。

○九月二十六日 午前十一時三十分、議長室において開議。

- ① 冒頭後志冷害対策本部長より冷害対策について陳情聴取。
- ② 九月二十三日、福島市に開催の一道北部七県議長協議会の状況について平野委員(自)より報告。
- ③ ついで農地開拓部關係の冷害についての措置及び対策について説明を聴取、岡林委員(社左)より、開拓者営農振興資金借替融資並びに利子補給について、天谷委員(協)より、網走管内開拓者の作況五〇%となつており既存農家の四〇%を上廻るのは納得できない旨、また児玉副委員長(自)より生活保護の問題について質疑あり、応答があつたが、更に具体的資料がまとまつてから検討することとして暫時休憩午後二時再開。

④ 十月一、二日福島県東京事務所で開催される一道北部七県会議には滞京中の宮本委員長の外、三、四名委員を派遣する外に関係町村長も含めて十名位出席することに決定。

- ⑤ 農業団体、関係町村長の協議会は九月二十八日午後一時開催に決定
- ⑥ 自由党冷害対策委員の本道視察については、九月二十七日午後一時、知事室における説明会には委員出席、二十八日以降の視察には、自由党から同行することとし、石狩、空知管内は伊藤(自)佐久間(自)委員、上川方面以降は清水委員(自)児玉副委員長(自)に決し、午後二時三十分散会。

○九月二十八日 午後四時二十七分、第一委員室において開議。

- ① 児玉副委員長(自)より中央折衝委員の派遣については、諸般の情勢から、今後三段階くらしに分けて行いたいかどうかと諮り、天谷(協)岡林(社左)時田(社右)土山(公)中野(社左)各委員より意見があり、結局副委員長より現在上京している委員は一旦帰つてもらひ、新しく行く委員に中央の情勢をつかんでもらうことについて諮り、そのことに決定。

② 自由党の冷害対策委員の案内については、目下、佐久間委員(自)明日は清水委員(自)それ以後は児玉副委員長(自)と天谷委員(協)とが行くことを了承。

- ③ 本日の協議会で種々意見がでたが、そのうちどれを道の要望に加えて折衝するかについて諮り、天谷(協)中野(社左)時田(社右)委員より意見あり、結局道側もほとんど上京しているので、東京で話し合うことに決定。ついで上京委員について諮り、三浦(改)時田(社右)岡林(社左)佐久間(自)和平(労)各委員に決定、午後四時五十分散会。





一道北部七縣議會事務協議會

○九月七日、八日 の兩日、秋田市において開催、第三十二回全国都道府
 県議會議長会定例会開催について最終的打合せを行った。

一道北部七縣議會議長會

○九月八日 秋田県において開催、協議事項次のとおり。

- 一、寒冷積雪地における失業対策事業賃金の冬期増額措置について
- 二、積雪寒冷地帯に対する起債の早期決定について特例措置を講ずるよ
う要望することについて
- 一、積雪寒冷地帯の道路整備について
- 一、積雪寒冷地帯振興促進について
- 一、地方財政再建のための歳入欠陥補てん債は十年償還無利子とするよ
う修正方要望することについて
- 一、国土総合開発の促進について
- 一、へき地教育振興促進方について
- 一、冷害防止対策について
- 一、結核公費負担の国庫補助率の引上げについて
- 一、国有林野整備臨時措置法の一部改正等について
- 一、織物消費税復活反対について
- 一、治山事業費に対する国庫補助増額について
- 一、治山治水の抜本的対策確立について

- 一、昭和二十八年産米早場米奨励金について
- 一、早場米奨励金の増額について
- 一、昭和二十八年産早場米供出期限延長並びに奨励金増額方要望につ
いて
- 一、八郎瀧開発促進方要望について
- 一、只見電力確保について

八大都道府縣議會緊急議長會

○九月十七日 東京都において開催、次の事項を協議した。

- 一、地方税制改革に関する陳情書について

全國都道府縣議會緊急議長會

○九月十七日 東京都において開催、次の事項を協議した。

- 一、地方制度調査会の答申原案対策について
- 二、町村合併推進本部本会代表委員の推薦について





地方制度調査会において当面答申を要すべき事項

行政部會關係

註 この事項は國の地方制度調査會行政部會が九月自一日、至三日間において審議した決定案であるが、本案は更に總會に附せられるものである。

当調査会としては、わが国独立後の自立体制確立の方針に即応して、日本国憲法の基本理念に基き、現行地方制度の全般にわたつて改革案を鋭意審議立案中であり、特にその根本的改革案については、なお、今後の審議に俟つべきものが少なくない状況である。しかしながら、政府の予算編成、法律案の準備等の都合を考慮し、また事態の急速な解決を図ることがより適當であると認められるものも少なくないので、とりあえず、ここに、地方公共団体の種類、性格、規模及び事務の配分に關する事項行政の簡素化、合理化及び能率化に關する事項及び大都市制度に關する事項等主として三項目について答申する。

1 地方公共團體の種類及び性格に關する事項

地方公共團體の種類及び性格に關しては、差し当り、次のように措置すべきものとする。

A 地方公共團體の種類

市町村と府縣との二段階制を採るものとする。

B 地方公共團體の性格

地方公共團體の性格は、行政事務の再配分に關連し、市町村及び府縣の実態に即して定めるべきものとする。

(イ) 市町村 現状のとおりとする。

府縣は、本来、その自治事務を處理すると同時に、市町村とは異り、市町村を包括し、市町村と國との中間に位置する広域自治主体として、國家的性格を有する事務を處理することおもその任務とすること。従つて、國は、國家的性格を有する事務の遂行に必要な限りにおいて指揮監督権の行使その他の関与を行うことが出来るものとする。

八月發表の起草委員の答申案

C 事務配分の結果その権能に広狭を生ずることがあつても、市町村のいわゆる級別性は一般的制度としてはこれを探らないものとする。但し、必要があれば、都市については、事務配分の基準として適当な標準を示すことができるものとする。

D 府県の性格に鑑み、事務の配分及び出先機関の統合等を促進するため、機關委任及び団体委任の制度並びに地方事務官等の制度を活用するものとする。

E 府県知事の選任方法は現行どおりとするものとする。

2 地方公共團體の規模の合理化に関する事項

(イ) 町村の規模の合理化については、町村合併促進法の活用により、極力その推進を図るものとする。

(ロ) 新しく設置される市の人口要件は、これを五万とするものとする。

(ハ) 府県の規模の合理化については、その実態に即応し、道州制等の問題と併せて考慮するものとする。

3 警察、教育その他の事務の配分に関する事項

A 警察事務の配分に関する事項

(イ) 現在の国家地方警察及び市町村自治体警察を廃止して、府県単位の自治体警察を設け、公安委員会の下に置くものとする。この場合においては、中央機關を設け、警察相互の連絡調整並びに教育、鑑識、及び通信等の施設の維持管理に当らしめるものとする。

(ロ) 大都市単位の警察は、これを設けないものとする。

少数説 ○大都市警察は存置するものとする。

(ハ) 公安委員会の委員の資格制限は緩和するものとする。

(ニ) 国家的事件等に関しては国は府県自治体警察を指揮監督するものとする。

(ホ) 警察事務の特殊性にかんがみ、府県自治体警察職員の身分、待遇等については、特別な取扱をすることができるものとする。

少数説 ○府県警察に従事する職員は、原則として府県の公務員とすること。但し、警察事務の特殊性に鑑み、その身分待遇については特別な取扱をすることができるものとする。

警察職員の給与及び定数は法律で基準を定めるものとする。

少数説

○同一人が引き続いて府県知事に三選されることのないように措置するものとする。

少数説

○人口五十万以上の都市は警察を維持するものとし、府県自治体警察との間の連絡に特別の措置を講ずるものとする。

なし

(H) 警察費については国が一定の負担をするものとする。

B 教育事務の配分に関する事項

(I) 義務教育の施設に関する事務は、現行どおり市町村の責任とするものとする。

少数説 ○義務教育の施設、教職員の人事給与その他運営管理については市町村の責任とするものとする。

(II) 義務教育に従事する教職員は府県及び五大市の公務員とし、教職員に係る行政及び財政上の責任は府県及び五大市が負うものとする。

(I) 市町村の教育委員会は廃止するものとする。

(II) 府県及び五大市の教育委員会は、現行どおり存置するものとする。

(III) 教育委員会の委員はその定数を五人とし、長が議会の同意を得て選任するものとする。なお委員会の構成が、特定の職歴または政党所属関係の者に偏することのないように措置するものとする。

(IV) 教職員の給与及び定数については、その基準を法定するものとする。

C その他の事務の配分に関する事項

行政事務は極力整理した上、地方行政調査委員会議の勧告を参酌しつつ、市町村及び府県の性格、規模並びに事務の性質を考慮して事務の配分を行うものとする。

二、行政の簡素化、合理化及び能率化に関する事項

1 行政委員会制度その他執行機関に関する事項

A 行政委員会制度に関する事項

政治的中立性を強く要求されるもの及び裁定、審査等準司法的性質を有するものを除き、行政委員会は廃止するものとする。なお、専門的知識を必要とするものについては、諮問機関として存置することを妨げないものとする。

存置する委員会については、その構成及び事務局の機構をできるだけ簡素化するものとする。

(I) 選挙管理委員会は現行どおりとするものとする。

(II) 人事委員会は公平委員会

府県の人事委員会は存置し、人事委員会または公平委員会を設置しない市町村の事務は、府県に委託したものとみなすものとする。

(III) 農業委員会及び海区漁業調整委員会についてはその利益団体である性格に鑑み、公費負担による委員の選挙の制度を廃止するものとする。なお、その有する行政権限は知事または市町村長の権限とし、その行使に当ってはこれ

なし

少数説

○市町村の公務員であることを原則とし、教育委員会を置かない市町村の教員の人事及び給与に関する事務は府県に委託するものとする。

少数説

○当分の間現行どおりとするものとする。○任意設置制とするものとする。○諮問機関として存置するものとする。

らの機関に諮問するものとする。内水面漁場管理会の有する行政権限に關しても、また同様とするものとする。

(一) 地方労働委員会は現行どおりとするものとする。
監査委員

Ⅰ 監査委員は存置するものとし、市においては必置機関とするものとする。

Ⅱ 常勤の監査委員は、会計整理について専門的知識を有し、且つ、行政運営に識見を有するものでなければならぬものとする。

(二) 取用委員会及び固定資産評価審査委員会は、現行どおりとするものとする。

B その他執行機関に關する事項
(1) 府県及び市町村の部課は極力整理縮減するものとし、府県の部は、その規模に応じて六部以内とするものとする。

(四) 出納長制度を簡素化するものとする。

(六) 府県及び市町村の出先機関は極力整理統合するものとし、法令による出先機関の強制設置はなるべく廃止するものとする。

(三) 法令による強制設置の審議会及び職は、なるべく整理統合するものとする。

(五) 右による機構の簡素合理化に伴い、地方公務員の数を極力整理するものとする。

2 議會の組織及び運営に關する事項

(イ) 議員の定数は、概ね、現行の三分の二程度に縮減するものとする。

(ロ) 議員の地位は名譽職である旨を明らかにするものとする。

少数説 ○削除するものとする。

(ハ) 常任委員会制度は存置し、改善の方法を講ずるものとする。

少数説 ○常任委員会制度は廃止するものとする。

(ニ) 市町村の議會の議員及び市町村長と府県の議會の議員との兼職を認めるなど議員の兼職に關する制度を再検討するものとする。

少数説 ○これらの委員会の有する行政権限は現行どおりとするものとする。

(イ) 府県及び市町村の部課は極力整理縮減するものとし、府県の部は、総務、社会、經濟、土木を標準として、その規模に応じて六部以内とするものとする。

なし
(ハ) 常任委員会制度は廃止するものとする。
少数説 ○存置し、改善の方法を講ずるものとする。

少数説 ○削除するものとする。

(例) 議会が長に対して行う不信任議決の要件は現行どおりとするものとする。

少数説 ○議会が長に対して行う不信任議決の要件を過半数議決に改めるものとする。

3 任用制度その他地方公務員制度に関する事項

(イ) 条例で停年制を設けることができるものとする。

(ロ) すみやかに統一的な地方公務員の共済制度を確立するものとする。

(ハ) 国と府県市町村間及び府県市町村相互間における人事交流を促進するため、府県及び市町村の職員の恩給年限の通算その他の身分取扱について適当な措置を講ずるものとする。

4 地方公共団体の事務の運営の能率化に関する事項

地方公共団体の事務処理に關しては、改善を要すべきものがあると認められるので、これに対して能率化のための適切な措置を講ずるものとする。

5 監査機構に関する事項

(イ) 府県及び市においては、内部監査機構を充実して行政運営の公正を確保するものとする。

(ロ) 地方公共団体に対する国の監査権の行使は、重複を避けできるだけ統一的に処理することとして簡素化を図るものとする。

6 地方公共団体と地方における国の出先機関との關係に関する事項

(イ) 国の地方出先機関はできるだけ整理し、地方公共団体に統合するものとする。

(ロ) 府県の区域またはそれ以下を管轄区域とするものについては、原則としてこれを廃止し、その事務を府県または市町村に統合するものとして検討するものとする。

例えは、財務部、公共職業安定所、労働基準局(監督署)、婦人少年室、食糧事務所、統計調査事務所、陸運事務所、地方行政監察局、護送局出張所、地方法務局

II 府県の区域を超える管轄区域を有するものについても、その事務をできる限り府県に移譲し簡素化するものとして検討するものとする。

例えは、財務局、通商産業局、陸運局、海運局、農地事務局、地方建設局、地方調査局、法務局、地区麻薬取締官事務所

7 地方公共団体と公共的團體及び住民組織との關係に関する事項

なし

(イ) 府県の区域またはそれ以下を管轄区域とするものについては、原則としてこれを廃止し、その事務を府県に統合するものとする。

例えは、財務部、公共職業安定所、労働基準局(監督署)、婦人少年室、食糧事務所、統計調査事務所、地区麻薬取締官事務所、陸運事務所、地方行政監察局、護送局出張所、地方法務局。

II 府県の区域を超える管轄区域を有するものについても、その事務をできる限り府県に移譲し簡素化すること。

例えは財務局、通商産業局、陸運局、海運局、農地事務局、地方建設局、地方調査局

(イ) 町内会、部落会等の住民組織については、特に劃一的な法制化の措置はとらないものとする。

(ロ) 地方公共団体の区域内における特定の行政権の行使について特別な公共団体を設置する方式は、原則として、採らないものとする。

地方公共団体の区域内における行政権能の行使は、地方公共団体に統合し、公共的団体等がかかる権能を行使しないようにするものとする。

三、大都市制度に関する事項

(イ) 差し当つて事務及び財源の配分により大都市行政の運営の合理化を図るものとする。

(ロ) 右に關しては、左の方針によるものとする。

Ⅰ 大都市に対する府県知事の許認可権を整理するものとする。

Ⅱ 大都市の区域内において府県が行う補完行政に屬する事務とみなされるものは、大都市の事務とするものとする。法令による委任事務で広域的または統一的処理を必要とする事務以外の事務は、原則として、大都市の事務とするものとする。

なお、營造物、施設の設置等サービス行政に屬する事務については、府県と大都市との協議によりその範囲を定めるものとする。

Ⅳ 府県の区域内における大都市とその他の市町村との間の連絡調整は、府県が行うものとする。

(イ) 事務の配分については、例えば次のようなものを考えるものとする。

(1) 建築基準法に關する事務

(2) 旅館業法、興行場法及び公衆浴場法に關する事務

(3) 結核予防法に關する事務

(4) 屋外広告物法に關する事務

なお右の外、次のようなもの、(ロ)の原則に照らし特に府県に留保する必要があるものを除く。を考慮するものとする。

(1) 伝染病予防法に關する事務

(2) 児童福祉法に關する事務

(3) 生活保護法に關する事務

(4) 社会教育法に關する事務

(5) 図書館法及び博物館法に關する事務

(6) 教育公務員特例法に關する事務

(7) 教科書の発行に關する臨時措置法に關する事務

(8) その他(ロ)の方針に則り、法令による委任事務で大都市に配分することが適当と認められるもの

(イ) 事務配分については、例えば次のようなものを考えるものとする。

(1) 公立学校の教育公務員、専門的教育職員

(2) 教科書展示会の開催、教科書目録の配付、教科書の需要数の主務大臣への報告に關する事務

(3) 法人の設置する公民館の設置、廃止、設置者の届出の受理に關する事務

(4) 法人の設置する図書館の設置、廃止及び設置者の変更に關する届出の受理に關する事務

(5) 民法第三十四條の法人若しくは宗教法人の設置する博物館の登録、主務大臣への報告に關する事務

の報告に關する事務

- (6) 生活保護法による医療機関の指定、医療費の審査に関する事務
- (7) 妊産婦に対する保健指導、母子手帳の交付、精神薄弱児、盲ろう啞児の要保護児童の里親への委託、教護院その他の施設への入所、児童の住所等への立入検査、家庭裁判所への送致に関する事務
- (8) 公益法人の設置する生活保護施設の設置等の認可、運営の指導、検査、改善その他の監督に関する事務
- (9) 国及び地方公共団体以外のものの設置する特殊児童福祉施設の設置の認可、同施設の設備、運営等の最低基準の維持の実施状況の監督に関する事務
- (10) 旅館業、興業場、公衆浴場の経営の許可、これらの施設の衛生上必要な基準の設定に関する事務
- (11) 伝染病予防上必要と認める交通遮断、地区隔離、集会の制限または禁止、漁ろう、游泳または水の使用制限等の措置の実施、伝染病汚染の建物の処分に関する事務（但し、府県に留保せられることを適当とするものを除く）
- (12) 結核患者に対する従業禁止、療養所への入所の命令、医療担当機関の指定に関する事務
- (13) 屋外広告物等の制限に関する事務
- (14) 違反建築物等に対する除去、移転、改築等の命令、特定地域内の建築物の許可、特殊建築物の敷地の位置の許可、建築協定の認可その他建築行政に関する事務

四、その他の事項

(イ) 都及び道については、概ね、府県の場合に準じて措置するものとする。

(ロ) 中央各省と地方公共団体との間及び地方公共団体相互間の事務の連絡調整を行い地方自治の健全な発達を図るため、中央行政機構を改革し、自治庁及び関係行政機関を整理統合して、地方における行政の総括調整機関として中央機構を設置するものとする。

少数説 ○地方公共団体と中央各省との間の事務の連絡調整に当らしめるため、内閣に直属する地方自治審議会を設置するものとする。

財政部會關係

註 ① この事項は地方制度調査會財政部會小委員會案としての最終決定のものであるがこの案に對し他の委員において反對または修正の意見がある場合はそのまま本案に添付して總會に提出せられることになつてゐる。

② 七日財政部會を開いてこの修正案を検討したが、ついに決定に至らず、原案、修正案、各委員の修正意見をそのまま十二、三日の總會に付議することになつた。従つてこの案は、単なる小委員會案として總會に付議されるわけである。

一、地方財源所要額の總額に關する事項

現在の地方財政計画の基礎には地方的事情に因る財政需要額の増加や地方税の収入見込額などの算定方法に幾多地方財政の实情に合致しない点がある。これらを是正するためには、あらたに地方財源として三百億円程度を必要とする。

さらに国家地方警察事務を都道府県に移譲することによつて、なお、固から都道府県に百四十億円程度の財源を移譲しなければならぬ。

しかし、他面積極的に法令の改廢を行い終戦後膨脹した行政機構、人員及び事務を整理するならば二百億円程度の財源を捻出することが可能である。

(5) その他(ロ)の方針に則り、法令による委任事務で大都市に配分することが適當と認められるもの

なし

(イ) 地方公共団体と中央各省との間の事務の連絡調整に当らしめるため、内閣に直属する地方自治審議会を設置し、審議会の事務部局に自治庁とするものとする。

現在の地方財政計画の基礎には地方的事情に因る財政需要額の増加や地方税の収入見込額などの算定方法に幾多の不合理がある。これらを是正するためには、あらたに地方財源として三百億円程度を必要とする。

しかし、他面積極的に法令の改廢を行い終戦後膨脹した行政機構、人員及び事務を整理するならば二百億円程度の財源を捻出することが可能である。

二、地方税制の改革に關する事項

現行地方税制度を次のように改正すること。

(一) 附加価値税を廃止し、現行事業税及び特別所得税に次の改正を加えてこれを存置すること。

- 1 名称を事業税とし、非課税規定は原則として廃止すること。
- 2 課税標準は、おおむね現行どおりとし、純益を課税標準とするものについては原則として所得税及び法人税の課税の基礎となつたものによること。

(二) 左により、あらたに道府県民税を創設すること。

- 1 納税義務者は、区域内の市町村民税の納税義務者とその範囲を同じくすること。
- 2 賦課総額は一七五億円程度とし、所得の階層により、税率に差等を設けること。
- 3 徴収は市町村に委任するものとする。

(三) 地方税源の偏在を是正し課税方法の適正を期するため、左の措置を講ずるものとする。

- 1 遊興飲食税及び入場税を国税に移譲し、現在程度の収入をあげることを旨として税率の引下げ等課税の適正化を図るものとする。
- 2 遊興飲食税及び入場税の収入の大部分(九割程度以上)を人口に按分して各都道府県に配付すること。
- 3 償却資産を固定資産税の課税客体から除外し、左により道府県及び市町村において償却資産税を課するものとする。

イ 課税客体は、現行固定資産税における償却資産と同一とする。

ロ 課税標準は、当該償却資産の価格とし、道府県の示す基準に従い、市町村が決定すること。

ハ 標準税率はそれぞれ百分の〇・八とする。

3 市町村民税中法人税割の一部(二割程度)を国税に移譲するものとする。

四 左により、あらたに煙草消費税を創設すること。

- 1 煙草の消費に対し、消費地道府県及び市町村において、課するものとする。

2 課税標準である所得は、原則として所得税及び法人税の課税の基礎となつたものによること。

3 電気供給業等に対する課税標準は現行制度を踏襲すること。

2 賦課総額は納税義務者数に一、〇〇〇円程度を乗じた額を目途とし、所得の階層(おおむね五段階程度)により、税率に差等を設けること。

本文なし

(三) 遊興飲食税を国税に移譲すること。

(四) 煙草消費税及び道府県民税の創設に伴い市町村民税中道府県民税相当額(一七〇億円程度)を道府県税に移譲する外法人税割の一部(二割程度)を国税に移譲すること

- 1 煙草の消費に対し、消費地市町村におい

2 道府県分として煙草小売価格（税込）総額の百分の十に相当する税額を市町村分として煙草小売価格（税込）の総額百分の二十に相当する税額を徴収することを旨途として税率を定めること。

3 賦課徴収方法については実情に即してできるだけ簡素な方法によるものとする。

(四) 煙草消費税及び道府県民税の創設に伴い、市町村民税中、道府県民税相当額（一七五億円程度）を減額すること。

内、地方税の各税目について、非課税規定及び税率の特例規定を整理すること。

出、徴収手続について国及び地方公共団体相互間の協力体制を確立すること。

内、財政情況と睨み合せて、雑税を整理すること。

三、国と地方公共団体間並びに地方公共団体相互間の財源調整に関する事項

(一) 地方財政平衡交付金制度を地方交付税（仮称）制度に改めること。

(二) 地方交付税の総額は、所得税及び法人税及び酒税のそれぞれの一定割合とし、特別会計を設置して、これに繰り入れること。

(三) 地方交付税は、普通交付税（仮称）及び特別交付税（仮称）とすること。

(四) 毎年度地方公共団体に交付する普通交付税の総額は、各地方公共団体の財政収入額が財政需要額に不足する額の合算額とし、特別交付税の総額は、普通交付税の総額の九十二分の八の額とすること。（普通交付税が百分の九十二、特別交付税が百分の八となる。）

(五) (二)により算定した地方交付税の繰入額と前項により算定した地方交付税の交付総額とが相異なる場合において、その

相異額が特別交付税の総額の半額程度以内のときは、これに応じて特別交付税の額を増減することとし、特別交付税の総額の半額程度をこえるときは特別会計において次の方法により年度間の調整を図ることを原則とすること。

1 繰入額が、普通交付税の総額の九十二分の百四程度をこえる場合は、そのこえる額をもつて2により借り入れた金

て課するものとする。

2 課税標準は煙草の小売価格とすること。

3 税率は百分の二十とすること。

4 煙草販売業者をして特別徴収させるものとする。

(六) 煙草消費税及び道府県民税の創設に伴い、市町村民税中、道府県民税相当額（一七〇億円程度）を府県税に移譲する外、法人税割の一部（二割程度）を国税に移譲すること。

(二) 地方交付税の総額は、所得税及び法人税並びに酒税及び遊興飲食税のそれぞれの一定割合とし、特別会計を設置して、これに繰り入れること。

額を返済し、なお余りあるときは、その超過額は特別会計において積み立てるものとする。

2 繰入額が、普通交付税の総額の九十二分の九十六程度に満たない場合は、1により積み立てた金額を充て、なお不足するときは、その不足額は特別会計において借り入れるものとする。

(四) 前項により積み立てた額又は借り入れた額が著しく多額に上る場合は、制度の改正を行うものとする。

(五) 各地方公共団体に交付する普通交付税の額は、各地方公共団体の財政収入額が財政需要額に不足する額とし、財政収入額及び財政需要額の算定は、おおむね地方財政平衡交付金の算定方法によるものとする。

(六) 特別交付税は、普通交付税の交付額が過少と認められる地方公共団体に対し、その事情を考慮して交付するものとする。

(七) 現在の地方財政平衡交付金の算定方法のうち、まだ法律化されていない部分はこれを合理的に明確化して速かに法定し、この制度の安定を図ること。

四、地方債制度に関する事項

(一) 地方公共団体中央金庫の設立に関する事項

公債の消化を図り、地方債の資金量を確保し、もつて財政力に乏しい地方公共団体の資金借入を容易ならしめるため左により地方公共団体中央金庫を設けること。

- 1 農林中央金庫、商工組合中央金庫等と性格、機能を同じくする法人とすること。
 - 2 基金は政府及び地方公共団体の折半出資とすること。
 - 3 地方公共団体等の協力を得て金庫債を発行すること。
 - 4 金庫債に係る債務については政府保証とすること。
 - 5 少くとも金庫債発行額と同額の政府資金を借り入れること。
- (二) 許可並びに融資手続を簡素化するため、左の措置をとること。

1 毎年度の地方債発行予定総額及び事業別発行予定額については、自治庁長官に大蔵大臣と協議して定め、個々の起債については自治庁長官が決定するものとする。

2 資金運用部資金、簡保資金の管理者たる大蔵大臣及び郵政大臣は、自治庁長官より、その決定に係る各地方公共団体毎の起債許可額について融資依頼の通知を受けたときは特に償還の確保を図るため必要がある場合は、原則としてこれに添するものとする。

3 自治庁長官は起債の機能に添した許可方針を定め許可手続の簡素化を図るものとする。なお、地方債の許可については、財政、金融等の諸情勢上、さし当り右によるものとするが、将来においては特定の起債につき自由発行ができるように考慮すること。

五、赤字地方公共団体の財政再建整備に関する事項

(一) 昭和二十七年決算において歳入不足を生じた地方公共団体については、次の要領によつて財政の再建整備を行わせる

(本件に關しては、起草委員間において意見の調整中であるから、何らかの結論を得次第連絡する)

3 自治庁長官は起債の機能に添した許可方針を定め許可手続の簡素化を図ること。

べきものとする。

- 1 昭和二十七年年度の決算において歳入不足を生じた地方公共団体は、財政再建整備計画を樹立し、自治庁長官の承認を受けた場合は、歳入欠陥補てんのための地方債を起すことができるものとする。
- 2 財政再建整備計画には、都道府県にあつては、都道府県民税及び事業税、市町村にあつては市町村民税及び固定資産税をそれぞれ標準税率の一、二倍の税率で課することによる増収額に相当する額以上の財源を増加または経費を減少する等自己の力を以て歳入不足を解消するための次のような計画が含まれていなければならないものとする。

イ 都道府県にあつては、都道府県民税または事業税を、市町村にあつては、市町村民税または固定資産税を標準税率をこえる税率で課すること。

ロ 既定の経費を節減するための具体的な措置をとること。

- 3 財政再建整備を行う期間中は、地方公共団体の長は地方公共団体の長、以外の執行機関の所掌に係る予算のうち、当該地方公共団体の議会の指定した部分の執行については協議を求めることができるものとし、とくに教育委員会が送付した予算を修正する場合には必要な財源を明記する等の規定はその廃止が行われない場合においてもこれを停止するものとする。

4 財政再建準備が完了するまでは、自治庁長官がその団体の財政運営について監査し、財政再建整備計画に従っていない部分がある場合は、その部分の執行停止を命ずることができるものとする。

5 財政再建整備計画は、当該地方公共団体の議会の議決を経て定めるものとし、かつその計画内容は常に住民に公表しなければならないものとする。

6 歳入欠陥補てんのための地方債に対しては、国庫金を貸し付けるものとし、原則として五年償還無利子とすること。

7 前項の地方債は、昭和二十九年年度において、二百億円程度を限度としてその額は、通常の地方起債の枠の外において決定するものとする。

(二) 将来地方公共団体の赤字の発生を防ぐため、次の措置をとること。

昭和三十年年度以降においては、赤字の生じている地方公共団体は地方債を発行することができないものとする。

- 2 財政再建整備計画には、都道府県にあつては、事業税及び府県民税若しくはひろく住民に課する法定外普通税、市町村にあつては市町村民税及び固定資産税をそれぞれ標準税率の一、二倍をこえる税率若しくは法定外普通税については事業税及び府県民税の増徴分に相当する税率で課することによる増収計画またはこの増収額に相当する額以上の経費の節減計画をたてる等の自己の力を以て歳入不足を解消するための計画が含まれていなければならないものとする。

但し、やむを得ず地方債をもつて財源とせざるを得ないような場合には、前項の要領に準じた財政再整備計画を定め自治庁長官の承認を受けたときに限り、地方債を発行することができるものとするが、この計画の中には当該地方債を除いて一般に地方債を財源としなければならないような事業は中止するような計画が含まれていなければならないものとする。

六、国庫支出金及び使用料手数料等に關する事項

(一) 国庫支出金

- 1 公共事業費等に対する總花的な国庫補助負担金制度については根本的に検討を加え、これを真に大規模な事業のみに對する高率国庫負担の制度に切り換えるべきものとする。
- 2 義務教育行政については地方公共団体にも責任を持たせるべきであるから、教育給与費に対する全額国庫負担の制度はとるべきものではないこと。
- 3 警察行政については、一面教育、裝備、通信、鑑識等の強度に全国的調整を必要とする経費についてはその全額を国庫負担するとともに、他面地方議会における活潑な論議を期待するために、給与費その他は原則として基準を定めるに止めて、その全額を地方負担とすること。

4 国庫補助負担金は、とくに存続を必要とする理由のあるものを除いて他は一般財源に振り替えるべきであり、殊に、一件当りの金額が府県にあつては数十万円、市町村にあつては数万円に満たないような少額のもの、原則として整理するものとする。

5 地方公共団体に交付されるべき国庫補助負担金の額の算定の根拠を明らかにするため、その種目、算定基準、配分方法等を法令に規定するとともに、その交付手続は簡素化するものとする。

(二) 許可認可制度は整理し、各省間の重複は避けるべきであるが、とくに使用料、手数料等の料率は原則として地方公共団体の決定に委ねるものとする。なお、地方公共団体の経営する軌道事業及び自動車事業に係る料金の認可制度は廃止するものとする。

(三) 自転車競走、小型自動車競走、モーターボート競走等に係る売上金の一部を国庫へ納付させる制度は廃止するものとする。

七、大都市制度に關する事項

大都市財政の实情にかんがみ、左の措置をとるものとする。

- (一) 大都市の区域にかかる煙草消費税については大都市分百分の二十五、府県分百分の五とすること。
- (二) 地方交付税の交付基準について特別の配慮を加えること。
- (三) 地方債の配分について特別の配慮を加えること。

3 警察行政については、一面地方議会における活潑な論議を期待するとともに他面強度に全国的調整を必要とする部分についてはその調整を可能ならしめるため、教育、裝備、通信、鑑識等に要する経費についてはその全額を国庫負担するとともに、給与費その他は原則として基準を定めるに止めて、その全額を地方負担とすること。

(三) 競輪、小型自動車競走、モーターボート競走等に係る売上金の一部を国庫へ納付させる制度は廃止するものとする。

全国代表都道縣の行政付屬機關設置 狀況調

(昭和二十八年八月一日現在)

(一) 法令により設置とされているもの

機 関 名	東京 都	北海 道	愛知 県	静岡 県	香川 県
福祉事務所	〇三三 支所三 出張所三		二五〇万二	一〇〇万五	一〇〇万未
児童相談所	〇八	〇六	〇	〇九	〇六
病虫害防除所	〇七	〇一四		〇一一	
家畜保健衛生所		〇三九		〇一一	
更生体相談所者	〇	〇			
教 護 院	〇二	〇三	〇		
優生保護相談所	〇六	〇三	〇	〇一七	〇
精 神 病 院	〇	〇	〇		
性病病院	〇	〇六			
性病診療所			〇		
保 健 所	〇四七 出張所三	〇四一		一七	〇八
劳政事務所	〇一一	〇一四	〇	〇	〇

公共職業補導所	簡檢定施設	盲 学 校	ろ う 学 校	公的医療機関	医 療 所	診 療 所	都道府県立病院	中 央 病 院	教 育 委 員 会	選挙管理委員会	人事委員会	農業委員会	地方労働委員会	収用委員会	海区漁業調整委員会
〇九	〇						〇五		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇八						〇四五	〇八		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
		〇	〇		〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇三	〇出張所一							〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇								〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

保母試験委員	児童福祉審議会	都道府県災害救助 対策協議会	地方身体障害者 福祉審議会	民生委員審査会	準看護婦試験委員	あんま、はり、きゅう、 柔道整復地方審議会	公的医療機関 運営審議会	医療機関整備審議会	結核診査協議会	地区優生保護審査会	都道府県 優生保護審査会	温泉審議会	公安委員会	監査委員	管内水面漁場 管理委員会
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○		○	○				○	○		○	○	○	○	○

地方産業教育審議会	私立学校審議会	二級建築士審議会	都道府県 建築士審議会	都道府県建築審査会	補償審査会	都市計画地方審議会	都道府県水防協議会	都道府県 建設業審議会	都道府県 建設業審議会	都道府県 家賃審査会	都道府県 森林審議会	都道府県 開拓審議会	都道府県 農業共済 保険審査会	国民健康保険診療 報酬審査委員会	国民健康保険審査会	地方社会保険 医療協議会
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	

(二) 任意設置のもの

自動車工場	青写真工場	印刷工場	税務講習所	税務(鼻税)事務所	渉外事務所	自治講習所	都政史料館	職員研修所	下関事務所	東京宿泊所	東京事務所	地方事務所	支庁	機関名	東京都	北海道	愛知	静岡	岡山	香川	二五〇万 以上	一〇〇万 以上	一〇〇万 以上	一〇〇万 以上	
○	○	○		〇三三			○	○				○三	○三												
		○	○			○					○		○一四												
				○				○			○														
		○		〇一〇	○			○			○														
									○	○	○	○六													

養育院	養老院	身体障害者更生寮	傷痍者授産場	傷痍者寮	外地引揚者定着寮	引揚者一時宿泊所	身体障害者更生指導所	生活援護相談所	結婚相談所	生活館	宿泊所	社会事業学校	授産場	都立民生病院	採石工場
○本院 ○分院 ○四			○	○二	○七 ○六	○		○二	○	○三	○一 ○〇	○	○二 ○七	○	○
	○						○								
	○	○											○三		

保 育 園	○六七																			
兒童收容保護施設	○二二																			
法 護 寮	○																			
兒童福祉園	○																			
兒童寮																				
精神薄弱児童施設																				
乳 児 院	○																			
保育専門學院																				
保育養成所																				
高等保育學院	○																			
母 子 寮	○一五																			
消防訓練所																				
消防學校																				
簡易洗濯所	○九																			
理容師學校	○																			
洋裁學校	○																			

社會保險出張所																				
地方世話所																				
労働科学研究所																				
労働会館																				
労働者簡易宿泊所																				
共同作業場	○																			
職業道正相談所	○二																			
身体障害者 公共職業補導所																				
涉外勞務管理事務所	○八																			
同 右出張所	○三																			
衛生研究所	○出張所七																			
医科大学																				
薬科大学																				
監察医務院	○																			
保健婦學院																				
保健婦養成所	○																			

園芸試験所	農業講習所	農業技術講習所	農村工業指導所	農業試験場	伝染病院	結核病院	寄生虫病診療所	消毒所	清掃本部	食糧栄養研究所	産院	精神衛生相談所	看護学院	小児結核療養所	結核療養所
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○		○						○					○
○	○			○								○			
	○			○											
	○														

畜産(畜)試験場	種畜場	有用植物園	醬油試験所	柑橘試験場	茶業指導所	肥料相談所	経営伝習農場	農産物販売斡旋所	農業協同組合講習所	耕地事務所	土地改良事務所	排水改良事務所	農地開発事務所	農業水利改良事務所	農業改良普及事務所
○	○分場三													○	○
	○								○						○
○支場一	○分場一	○		○分場二	○支所二		○	○二			○支所三				
○	○四		○							○五		○四			○一五

水産技術講習所	水産練習所	道立水族館	水産試験場	野鳥実験場	都立屠場	養鶏試験場	種鶏場	山岳種畜育成場	家畜人工授精所	酪農指導所	酪農検査所	種羊場	蚕業取締所	蚕業技術員養成所	蚕業技術指導所	
			○分場三	○	○											○
○	○	○	○支場七						○		○	○	○			
			○			○	○	○					○	○		○
			○分場二							○支所一三						○五
			○										○			

大物産事務所	東物産事務所	物産斡旋所	商工経済研究所	中央卸売市場	貿易館	商工館	商工指導所	林業事務所	林業講習所	林業指導所	林務署	林業試験場	養鱈場	水産孵化場	水産物検査所	
				○分場六			○									
○	○				○				○	○	○一五			○	○	
			○			○						○				
		○三			○出張所二			○六					○			
○																

認定講習審議会	恩給審査委員会	地方共済組合 運営審議会	県税審議会	富士演習場地区 対策委員会	連合国軍関係使用人 語学加給審査委員会	連合国軍関係政府直 属労働者災害認定委 員会	能率審議会	騒音対策委員会	財産価格審査会	本庁舎建設審議会	首都建設連絡委員会	都有財産管理 運用委員会	民生資金運営委員会	連合民生委員会 協議会理事會	民生安定資金 貸付審査会

地区民生安定資金 貸付審議会	消費生活協同組合 運営協議会	社会福祉審議会	授産共同作業特別 施設指導委員会	青少年問題協議会	母子福祉協議会	身体障害者雇傭 促進協議会	戦争犠牲者 対策協議会	消防連絡協議会	消防協会	国民健康保険委員会	国民健康保険 団体連合会	国民健康保険直営 診療所運営協議会	引揚同胞及び戦没者 遺家族対策審議会	生活協同組合 指導委員会	生業資金貸付審査会

失業者対策審議会	労働者教育委員会	使用者教育委員会	労働協議会	職業安定審議会	経済復興失業対策審議会	労働配置委員会	貸金遅払融資審査委員会	労働学院運営委員会	労働会館運営委員会	労働教育審議会	労働教育諮問委員会	労働審議会	子ども博覧会調査委員会	戦没者遺族等奨励学生選考委員会	特別区消防団運営委員会
○	○	○	○										○	○	○
												○			
				○	○	○			○		○				
							○	○	○	○					
				○						○					

防疫対策審議会	食品衛生調査会	興業場法、旅館業法及び公衆浴場法運営協議会	乳幼児食糧衛生対策協議会	検疫委員	毒物営業者試験委員	ドライブクリーニング試験委員会	理容師実地訓練協議会	理容師、美容師試験委員	公衆浴場運営協議会	公衆浴場審議会	結核対策委員会	乙種看護婦試験委員	薬科大学設立準備委員会	保健所運営協議会	職業補導共同作業指導委員会
○	○	○	○												○
									○		○			○	
					○	○	○			○				○	
				○									○		
						○		○							

林産物対策協議会	道有林野経営協議委員会	林業技術普及研究会	林業技術職員研修委員会	農地適正価格調査委員会	農地改革記録委員会	農地改良推進協議会	農産競馬運営協議会	地方競馬運営委員会	原料乳規格調査会	飼料対策協議会	畜産振興審議会	畜産共進会	畜産技術員登録資格審査委員会	たばこ、養蚕経営協議委員会	畜産種選定委員会
○	○							○	○						
			○		○								○	○	○
		○		○		○	○			○		○	○	○	

水産業協同組合育成強化対策協議会	水産業委員会	水産業融資基金会	魚田開発審議会	水産振興審議会	漁業共済基金会	漁業補償委員会	漁業権協証会	漁業権補償委員会	県立公園審議会	猟友会	林道協会	緑化推進委員会	松樹害虫防除委員会	林産物規格調査委員会	林産物検査
									○						
○			○			○	○		○					○	○
								○	○				○		
				○	○		○								
	○	○		○	○					○	○	○			

参考 町村合併促進基本計畫

昭和三十一年九月末日まで（町村合併促進法の有効期間中）に小規模町村（人口八、〇〇〇以下）を合併し、町村数を約三分の一に減少することを旨として、左により町村合併を促進するものとする。

町村数	一〇、一六一
内 人口	八、〇〇〇以上 一、三八九
内 人口	八、〇〇〇以下 八、七七二
内 訳	人口 二、〇〇〇 一、〇六九
	人口 二、〇〇〇—三、〇〇〇 二、〇七六
	人口 三、〇〇〇—四、〇〇〇 一、九六四
	人口 四、〇〇〇—五、〇〇〇 一、五五五
	人口 五、〇〇〇—八、〇〇〇 二、一〇八

（人口別町村数は、昭和二十五年国勢調査時による）

- 一 人口八、〇〇〇以下の町村八、七七二の九五%八、三三三を左記によつて解消するものとする。
 - (1) 八、三三三町村中一、五〇〇町村は、市又は人口八、〇〇〇以上に合併することにより解消すること。
 - (2) 八、三三三町村中残りの六、八三三町村は、平均四町村で相互に合併させて一、七〇八町村とすること。これにより差引き五、一二五町村に減少すること。
 - (3) (1)及び(2)により減少する町村数は、六、六二五、計画終了後の町村数は三、五三六となること。
- 二 昭和三十年四月に大多数の町村において議会の議員及び長の選挙が行われるのでそれまでに、目標の八〇%を達成することを旨として、左により合併を行うものとする。

年度別区分	合併		平均	減少町村数の内訳	
	進捗率	町村数		市大町村(合併)	平均
昭和二八年度	一五%	九三	三	三五約	七
昭和二九年度	四五	四三〇六	三	九五約	三六
昭和三〇年度	一〇	六三	四	一五約	三
昭和三一年度(九月まで)	一〇	六三	四	一五約	三
計	一〇〇	六六五	一四	一、五〇〇約	三

- 三 以上の目標を達成するため、
 - (1) 各都道府県は法律施行と同時に管下町村の実態調査を開始し、おおむね本年中に終了するものとする。
 - (2) 各都道府県においては、十一月一日までに町村合併促進審議会を設置し、昭和二十九年三月までに各都道府県別町村合併計画を作成するものとする。
- 四 政府、都道府県、市町村及び関係団体は、昭和二十八年度中は町村合併に関する啓発宣伝その他合併の準備に力を注ぎ、昭和二十九年度中に本格的な合併を実施するものとする。

ジョージ・A・ワープ著

わがかたちに似たるもの

日本の地方制度に對する占領行政の批判

この小論は、日本の地方制度に関する連合軍の管理政策について、実にズバリと所言的な批判をくだしている。（ゴジツクの箇所参照）

たとえば「内務省を廢止した。その理由はアメリカ合衆國には未だかつてそのようなものがあつたためしがないからであつた」また長の直接公選について「アメリカ合衆國における傾向が明かに地方の執行機關を公選することをやめて、日本の舊制度と似た選任の方向に向いている事實を無視した」更に曰く「アメリカでは今非常な攻撃的となつて行行政委員會方式を押しつけた」そして「日本で、舊來の地

方制度の形式を採用しなかつた點で重大な過誤を犯したかも知れない」と結んでい
る。

この小論は、日本が今直面している地方制度の諸問題に何等かの示唆を与えるものと
思われるので特に掲載した。

ワープ氏はミネソタ大學政治學のアンシエート・プロフェツサーで、

同大學行政學センターの理事補佐。日本地方自治研究所の名譽顧問であ
る。この論文は一九五二年十一月十九日、サン・アントニオで開かれた

全國行政會議での同氏の講演をもとにしたものである。

日本における地方自治の主要な問題は、日本を民主化しようというアメ
リカの努力から發生している。連合軍の占領当時の日本の地方行政制度は
高度に中央集権化された制度といふべきであつた。日本語にも「ローカル
・セルフガバメント」にあたる言葉があり、日本のライターが日本の制度
を書く場合しばしばその言葉を使つていた。しかしわれわれがアメリカ合
衆国で使う言葉の意味での地方自治は全然なかつた。

占領行政において、われわれは、地方自治は民主政治のために望ましい
ものであるばかりでなく必要欠くべからざるものであるという原則を立て
た。われわれは、民主主義諸国のうちには高度の中央集権制度をとつてい
るものがあり、また、アメリカ合衆国には最近以前に増して強い中央集権
化の傾向のあることも承知でこの原則を立てた。日本における地方政治の
分野でわれわれが傾けた努力のほとんどすべては、地方行政単位の地位の
強化を目指したものであつた。

われわれはおそらく、日本人の生活の他のどの面におけるよりも突き進
んで、日本の地方制度にアメリカ式の政治形態を打ち立てる挙に出た。わ
れわれは、地方行政全般を監督する地位にあつた内務省を廢止した。その
理由は、アメリカ合衆国には未だかつてそのようなものがあつたためし
ないからであつた。われわれは日本國憲法の中に、地方公共團體の行政執
行の長は直接公選でなければならぬという規定を書き入れた。その際、
われわれは、アメリカ合衆国における傾向が明らかに地方の執行機關を公

選することをやめて、日本の舊制度と似た選任の方向に向いている事實を
無視した。われわれは、日本の地方行政制度に、アメリカでは今非常な攻
撃的になつていける行政委員會方式を押しつけた。

われわれは日本の地方議會を拡大し、行政に活動的な役割をする常任委
員會制度―これはアメリカでも市長リ議會制の都市では相当行われてい
る―を發達させようとした。われわれは、日本の地方税制をアメリカ式に改
革し、アメリカで行われている一般財産税を主たる市町村税とし、税の專
門家が日本以外ではどの行政單位にも採用するように納得させることの
できなかつた幾つかの特色ある點を加味した。われわれは、アメリカの人
事委員會制度を日本に強制し、それを日本の實情に適應させようとするあ
らゆる努力を拒否した。

われわれは、アメリカにそのような團體があるからという理由でPTA
の設置を獎勵した。われわれは、本質的には民主的なものである隣組を、
それが戦争中に悪用されたという理由で廢止した。

以上述べたことは、われわれが日本の地方行政の「民主化」、あるいはア
メリカ化を図つたやり方のほんの數例である。

われわれが日本に強制した改革の効果はどうであつたか。今日、日本の
地方行政單位が現に直面している諸問題が、合衆国の地方行政單位が直面
している問題と著しく似通つているということは、さして驚くに當らない
であらう。

再編成の問題

日本の地方行政關係の人々が直面している主な問題の一つは「行政再編
成」の問題である。再編成に関するわれわれの運動の基本的原則は日本人
の間に受けがよい。その理由は、これらの原則をアメリカ化した地方行政
に適用すると、日本の旧制度に戻ることを正当化する傾きがあるからであ
る。しかも、占領中に作られた行きあたりばつたりの仕組を簡素化する必
要のあることは疑問の余地がない。

日本の地方行政関係者の當面しているつぎの重要問題は、立法部と執行部との關係の問題である。われわれが日本に押しつけた執行部の長の公選制は、地方執行部と地方議會との間に衝突をひきおこしており、人々はみなそのために迷惑している。また、地方議會の常任委員會はたえず日常の行政事務に干渉している。そして、地方議會は議員數が餘りに多すぎると一般に考えられている。

つぎの重要問題は、行政府間の關係である。この問題は中央集権化の傾向とも関連している。われわれは日本の政治の地方分権化を指令した。しかし、その地方分権化は実際よりも遙かに表面的である。われわれは、地方行政の総元縮である内務省を廃止した。内務省の官僚は立派な能力を持つていたが、民主政治のやり方に關する限り方向を誤つていた。内務省が廃止されたときに、内務官僚は県や市政府に分散して行つたが、彼らがその古い考え方を一緒に持つていつたことはもちろんである。

われわれは、間もなく舊内務省の代りに地方自治廳を置くことの得策であることに氣付いた。そして、その自治廳は、今や省の地位をえようと盛んに運動している。より高い行政單位がより低い行政單位に対して行う形式的な支配のあるものをわれわれが断ち切つたことは真実である。そしてこれら形式的な支配は、ほとんどの場合復活はされてはいない。しかし、實際は地方行政單位は相麥らず指図を受けるためにより高い行政單位を見上げており、しかも、さらに重大なことは、指図の根拠が多少曖昧である場合にすら、なお指図を受けているということである。

つぎに重要な問題は地方財源の窮乏に關する問題である。筆者が日本を旅行したときとあるところで、地方財源の窮乏こそ日本の地方行政問題のナンバー・ワンであることを諷かされた。この問題は世界中どこの国の自治体にとつても多分ナンバー・ワンの問題であらう。日本の地方公務員は、われわれが、中央政府からの補助金を減額し、不適當な財源を与えることによつて地方財源の問題を一層悪化させたと考えているようである。

つぎの問題は、市町村行政に關する日本の専門家にとつて重要な問題で

あるが、それは「地方行政單位の合理化」の問題である。行政單位の數が餘り多すぎるからその數を減らすべきであるという考えがある。また、都市の數が餘り急激に増加しすぎるから市になる條件をもつとむずかしくすべきだという考えもある。また、大都市は、その存在する縣から分離すべきだという考えもある。

しあわせなことには、アメリカ人はこの問題については何も關係しなかつた。「地方行政單位の合理化」はアメリカで困難であると同じように、その達成を困難ならしめる要素を日本も持つてゐる。

能率増進の諸政策

日本の地方行政問題の最後のものは、能率改善の問題である。日本の地方行政關係の人々は、近年英國とアメリカ合衆國に發達している「組織と方法」の技術に關心をもつてゐるように思われる。彼らは職員の研究計画にも關心をもつてゐる。職員研修所は県の總數の三分の二につくられてゐる。いくつかの県では、すべての行政單位―村、町、市および県―が協同して常設の職員研修所をつくり、それを維持している。これはわれわれが範とすべきものであらう。

連合軍の日本占領は、ある意味では、尨大な技術援助計画であつた。日本人の生活のあらゆる面にたいする助言は―時としては命令によつて、また、さらにしばしば公然の、あるいは暗黙の威嚇によつて強制された―日本にとつての強い推進力であつた。この助言の結果として、日本の地方行政は現在表面的にはアメリカ型―とくに一時代前の型―に似通つてゐる。

その理由は、占領軍當局者が通曉していた型が一時代前の型であつたかららしい。政治改革に關するほとんどすべての事柄について責任のあつた総司令部民政局は、行政學と政治學の素養のある人々の助言を避けた。有力な助言は大部分弁護士、実業家、職業軍人によつて行われた。これら助言者はほとんどみな行政―とくに地方行政―には経験がなかつた。事實、彼らは民政局の仕事をあてがわれるまでは未だかつて地方行政に特別の關心

をもつたことさえない人たちであつた。彼らはアメリカ地方行政の最近の傾向を全然知つていなかった、さもなくば知ろうという気がなかつた。そして、彼らはただ日本の制度と日本人の心理についてきわめて乏しい知識をもつてゐるに過ぎなかつた。

もちろん、このように一般論を述べても、そこには幾つかの例外はあつた。民政局の公務員制度課は、ブレンフーパーを長とするアメリカの公務員制度の専門グループが配属されていた。フーパーはシカゴ公園委員会の人事制度をつくつた人で、しばらく公務員会議の会長をつとめた人である。フーパーのグループはその専門については十分な能力を具えていた。しかしながら、彼らはアメリカの形式とやり方を日本に強制するのに冷酷かつ非妥協的であつた。

総司令部の他の局でも税制関係のシャウプ使節団のような専門家のグループを招へいした。コロンビア大学のシャウプ教授ほか六名の税の専門家は一九四九年の夏日本を訪れた。彼らは四月月にわたる調査の結果、彪大な改革案を作成した。シャウプ使節団の日本における仕事は、近代的な進歩した税制を實施しようとするもので、西歐諸國であればどの國においても信頼を博したであろう。しかし、西歐での「良い」地方税制度を東方に移し植えても同じように良いかどうかという疑問を發するのは、あながち見當ちがいてではない。

アメリカ人は外国人にたいし面白がらせると同時に腹を立てさせるような一種の傾向をもつてゐる。まず第一に、われわれは、アメリカの制度が世界で最良のもので外國の制度は劣つたものであると考える傾きがある。第二に、アメリカ人は、アメリカで現在すこぶるうまくいつてゐる制度は世界のどこへでもたやすくもつて行けると考へてゐる。第三は、アメリカ人は、限られた経験を基礎として、アメリカの制度を一般化しようとする傾向をもつてゐる。一例を挙げれば、もしわれわれがインディアナ州の出身だとすると、われわれは、インディアナ州の制度をアメリカの代表的制度と考へ、インディアナ州の制度と違ふものはすべて例外であると考へる。

インディアナ州の制度の方が例外であるかもしれないのに、最後に、アメリカ人は、アメリカの制度という場合に今日の制度よりは、むしろ一時代前の制度を考へることがよくあるというのである。

今日の日本の地方行政は、われわれの助言者が日本にあらわれる以前と同じようによく動いてゐる。形式は變つたが、公務員と人民の態度はあまり變つてゐない。そして、彼らに強制された改革にたいする憤まんと批判が見受けられ、改革にたいし批判的検討をしようとする傾向がある。

一九五二年十二月に、日本政府は、地方制度（主としてアメリカ式改革を受けたもの）を調査し、総理大臣にたいして勧告を行う目的をもつて五〇名の委員から成る地方制度調査会を設置した。この調査会は約一年間存続する予定で、国の立法部である国会の議員一七名、地方公務員一二名、国家公務員五名、「学識経験者」一六名で構成されてゐる。エネスコの日本代表であり、日本地方自治研究所の理事長であり、かつ東京市政調査会の会長である前田多門氏がこの調査会の会長である。

古い型へ戻るか？

日本人観測者のうちには、この調査会は諸制度の大部分を連合軍占領以前の状態に復歸することを勧告するだらうと予言してゐるものもある。彼らの予言はつぎの事実を根拠としてゐる。(1) 地方制度調査会の委員の多数が、内務省の出身か、または地方行政の諸問題について中央政府の指示を与える仕事に従事してゐた人々であること。(2) 地方行政関係者のあいだに意見の一致がないこと。事実、多くの当面の問題について地方行政單位の間には激しい衝突が起つてゐる。例えば、市長が府県の廃止を固執するのにたいし、府県側は現在市町村の財源のうちからあるものを取りこみ、町村にたいする支配権を増大することを希望してゐる。

地方制度調査会が周到な調査に基いて答申を行うかどうか、あるいは、現在の制度の多くのものにアメリカのレッテルが貼られてゐるといふ理由だけで旧制度に戻ることを目的に主張するかどうかは、時間がそれを明

かにしてくれるであろう。この二つの行き方が、調査会の委員のあいだにそれぞれ支持者を有することは疑いの余地がない。しかしながら、調査会は、幸せなことには、その生涯の大部分を地方行政改善に捧げ、いろいろな争いの解決に名声の高い前田多門氏のような経験の豊富な有能な、機智に富む指導者を会長としている。

われわれは、日本で、舊來の地方制度の形式を採用しなかつた點で重大な過誤を犯したかもしれない。日本の舊來の地方制度の形式が本來的に非民主的であるわけではない。われわれは日本の舊來の形式のなかで民主精神を發達させることに努めるべきであつたかもしれない。この分野において、占領に關係した他の多くの分野におけると同様に、われわれは。われわれの民主的制度の飾付けをすることを強調した。われわれは、民主的制度が適切に働くのに必要な態度を等閑視した。おそらく、われわれが今までいまだ学びとつていない教訓、それは、民主主義は内部から成長しなければならぬものであり、それは奨励することはできるかも知れないが外部から強制することはできないということである。

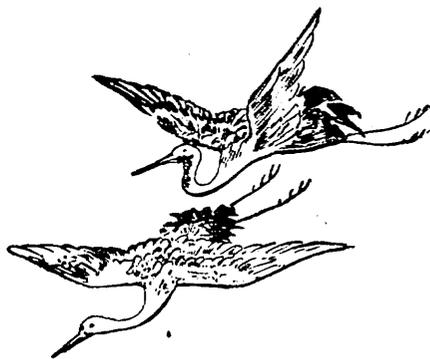
ミネソタ大學教授・日本地方自治研究所名譽顧問（平幡照保護）



九月十五日現在の産米收穫豫想

農林省では、本年稲作の九月十五日現在予想を次のように発表した。

- ① これによると予想收穫高は、五千八百八万六千石で、
- ② 八月十五日現在の予想收穫高（時報前号掲載六千八百八十一万石）に比べ三百七十三万石の減。
- ③ 想定された平年作（六千九百九十万石）に比べ六百八十二万石の減収となり、
- ④ 作況指数も前回の水稲九五に対し、八九と著減を示している。
- ⑤ なお二十七年の推定実収高（六千六百十五万石）に比べると八百七万石の減収である。



本年産稻・作付面積現在及び作況

9.15現在

縣	別	作付面積 (單位位町步)		作況指數 (平年作=100)		水陸稻合計 豫想收穫高 (單位万石)
		水 稻	陸 稻	水 稻	陸 稻	
全	國	2,889,900	149,672	89	96	5,808
北	海 道	148,340	275	71	31	201
青	森	70,620	240	72	57	111
		64,070	660	77	79	106
		104,200	750	82	80	186
秋	田	104,370	390	90	95	212
		97,650	270	92	98	216
		98,400	1,320	82	95	176
茨	城	92,750	23,340	86	106	194
		74,730	13,760	84	95	144
		35,120	16,210	90	95	92
		67,530	17,640	89	95	150
千	葉	101,150	8,360	87	104	195
		7,270	7,130	91	93	21
		17,380	9,640	91	93	47
新	瀧	176,930	250	92	101	391
		72,950	65	84	115	134
		50,950	7	87	100	100
		46,380	13	86	100	86
山	梨	17,100	1,140	84	97	37
		70,350	670	80	102	143
		61,670	1,510	91	101	122
靜	岡	56,000	4,070	95	99	130
		85,890	2,010	93	102	186
		67,410	2,080	91	105	131
滋	賀	60,800	10	93	96	136
		36,870	45	91	101	74
		30,640	10	95	98	69
兵	康	88,540	35	97	100	199
		27,690	70	92	91	60
		24,960	110	94	79	49
鳥	取	31,510	420	95	99	67
		49,220	22	94	100	93
		80,190	280	97	100	176
		69,240	150	94	97	134
		64,620	40	93	98	119
德	島	28,030	780	96	100	55
		35,490	40	98	99	78
		40,190	210	99	87	87
		36,000	140	96	102	55
福	岡	90,920	330	87	91	183
		52,150	180	88	95	113
		30,380	790	95	97	58
		71,630	7,240	88	91	156
大	分	49,780	2,180	92	86	104
		46,580	6,950	105	89	97
		55,210	17,840	108	88	128

昭和28年度北海道歳入歳出豫算現計表 (普通會計)

28. 10. 5現在

款項別	營初豫算額	第2回追加額	第3回追加額	現計豫算額	総額に對する割合%
1 逓増 普通 舊法による 公營企業及び財産收入	6,301,571,300 6,258,189,100 43,382,200	— — —	— — —	6,301,571,300 6,258,189,100 43,382,200	18.52
3 公營企業 營業收入	134,042,300 50,200,000 8,003,100	13,147,000 — —	2,250,400 2,000,000 150,400	149,439,700 52,200,000 20,000,500	0.44
4 分擔金及び負債 擔負	322,138,700 322,138,700	1,842,000 1,842,000	24,184,400 24,184,400	348,165,100 348,165,100	1.02
5 使用料及び手数料 使用料及手数料	857,405,600 648,890,000 208,515,600	6,504,500 4,952,300 1,552,200	23,067,400 898,300 22,169,100	886,977,500 654,740,600 232,236,900	2.61
7 寄附 附	94,800,100 94,800,100	69,400,600 69,400,600	34,851,400 34,851,400	199,052,100 199,052,100	0.58
8 繰入 特別會計繰入	87,008,400 38,008,400 49,000,000	— — —	— — —	87,008,400 38,008,400 49,000,000	0.26
9 繰前 年度繰越金	166,726,300 166,726,300	280,367,000 280,367,000	33,923,300 33,923,300	481,016,600 481,016,600	1.41
10 雜 雜	1,924,588,200 1,962,300 470,269,800 41,245,200 65,571,000 123,930,000	134,008,200 — 2,380,000 — — —	122,139,800 669,700 29,694,300 — 700,000 —	2,190,736,200 2,632,000 502,344,100 41,245,200 66,271,000 123,930,000	6.44

保	逋	所	取	入	43,735,100	—	—	2,330,400	46,055,500	
公	報	取	入	8,820,000	—	—	—	—	8,820,000	
土	區	劃	理	17,000,000	—	—	—	—	17,000,000	
金	庫	用	利	28,100,000	—	—	—	—	50,100,000	
貸	付	金	收	9,385,500,600	108,000	—	39,600	928,648,200	27,555,400	
性	病	診	施	26,075,900	—	—	1,479,500	—	587,400	
精	神	病	院	587,400	—	—	—	—	13,930,200	
精	神	病	院	6,199,000	—	—	6,565,100	—	735,400	
職	員	會	館	735,400	—	—	—	—	11,000,000	
保	逋	建	委	11,000,000	—	—	—	—	206,381,800	
雜				160,856,500	—	—	39,171,200	—	100,000,000	
國	休	設	借	0	—	—	—	—	3,000,000	
備	生	活	同	0	—	—	—	—	40,500,000	
備	金	借	入	0	—	—	—	—	40,500,000	
學	校	建	委	0	—	—	—	—	3,614,000,000	
11	道	道	道	2,643,000,000	248,000,000	723,000,000	723,000,000	3,614,000,000	3,614,000,000	10.61
純	道	負	擔	2,643,000,000	248,000,000	723,000,000	723,000,000	3,614,000,000	3,614,000,000	10.61
2	地	方	財	12,541,280,900	753,269,300	963,416,700	14,257,966,900	14,257,966,900	14,257,966,900	41.89
純	地	方	財	8,890,000,000	—	2,931,329,500	5,958,670,500	5,958,670,500	5,958,670,500	17.51
6	國	庫	支	8,890,000,000	—	2,931,329,500	5,958,670,500	5,958,670,500	5,958,670,500	17.51
純	國	庫	支	8,891,229,600	83,809,700	4,891,340,000	13,816,579,300	13,816,579,300	13,816,579,300	40.60
純	國	庫	支	1,016,943,800	—	3,853,954,700	4,870,898,500	4,870,898,500	4,870,898,500	13.81
純	國	庫	支	6,870,279,000	69,184,200	957,831,700	7,897,294,900	7,897,294,900	7,897,294,900	22.22
純	國	庫	支	954,006,800	14,625,500	79,553,600	1,048,185,900	1,048,185,900	1,048,185,900	2.92
純	國	庫	支	17,731,229,600	83,809,700	1,960,010,500	19,775,049,800	19,775,049,800	19,775,049,800	58.11
純	國	庫	支	30,272,510,500	837,079,000	2,923,427,200	34,033,016,700	34,033,016,700	34,033,016,700	100.00
1	歲	出	費	119,104,300	1,215,300	13,472,400	131,361,400	131,361,400	0.39	

2	道議會議員諸職福利厚生諸費	119,104,300	△	1,215,300	13,472,400	131,361,400	8.88
	道廳職員諸費	2,911,674,400		51,612,300	50,641,200	3,023,927,900	
	消防費	2,703,110,100		41,871,200	38,536,300	2,783,517,600	
	消防費	138,478,000		9,910,600	19,117,900	167,506,500	
	職員福利厚生諸費	54,367,300	△	148,000	1,100,000	55,319,300	
	人事委員會費	15,719,000	△	21,500	1,887,000	17,584,500	
3	警察消防委員會費	52,023,900		6,789,000	4,306,400	63,119,100	0.15
	消防費	39,573,500	△	537,600	3,984,200	43,020,100	
	消防費	7,874,600		7,618,000	202,200	15,694,800	
	消防費	4,575,600	△	291,400	120,000	4,404,200	
4	土木道路橋川梁費	2,822,014,700		289,542,700	489,044,300	3,630,631,700	10.58
	道路費	1,688,528,300		18,650,200	326,491,000	1,433,669,500	
	河川費	957,085,900	△	144,200	63,980,000	1,020,921,700	
	橋費	12,797,800		18,607,900	16,496,000	47,901,700	
	梁費	51,378,700		743,800	717,300	52,839,800	
	整理費	15,000,000		—	—	15,000,000	
	其他費	10,000,000		—	—	10,000,000	
	復舊費	4,800,000		—	—	4,800,000	
	土木事業費	382,424,000		131,685,000	6,350,000	520,459,000	
	災害費	300,000,000		120,000,000	75,010,000	495,010,000	
5	教育委員會費	10,193,593,300		79,891,700	423,635,900	10,697,120,900	31.43
	教育委員會費	183,070,600	△	560,200	1,451,000	183,961,400	
	小學校費	4,454,760,300		—	102,217,400	4,556,977,700	
	中學校費	2,630,038,100		—	54,103,200	2,684,141,300	
	高等學校費	1,688,655,000		68,360,600	125,186,700	1,882,202,300	
	高等學校費	567,890,700		4,071,700	3,623,300	575,585,700	
	定時制高等學校費	141,430,800	△	132,400	3,657,900	144,996,300	
	通信教育費	5,289,700	△	16,100	2,900	5,276,500	
	通教費	378,944,200	△	514,700	95,303,900	473,733,400	
	社會教育費	31,082,100	△	1,222,600	1,450,000	31,309,500	

6	社會及保健教育財	保險費	98,457,200	9,515,200	34,729,600	142,702,000	
	生民生保	保險費	13,974,600	390,200	1,910,000	16,274,800	
	災害救對策費	保險費	2,861,383,200	47,465,700	327,958,600	3,236,807,500	9.51
	非常災害救對策費	保險費	1,081,138,500	—	225,668,700	1,306,147,200	
	引揚救對策費	保險費	198,228,500	34,640,700	24,213,200	257,082,400	
	兒童福利社費	保險費	3,522,500	4,369,600	6,907,100	14,799,200	
	婦人福利社費	保險費	1,300,000	125,500	—	1,174,500	
	國民健康保險費	保險費	174,115,100	1,442,900	—	175,565,000	
	戰傷病者援護費	保險費	191,936,900	942,900	27,428,500	220,308,300	
	住宅政策諸費	保險費	17,370,600	3,436,000	150,000	20,956,600	
	失業對策諸費	保險費	15,658,700	—	—	15,658,700	
	職業補導費	保險費	309,607,200	500,000	9,686,600	319,193,800	
	地方労働委員會費	保險費	14,221,800	—	—	14,221,800	
	公團	保險費	389,150,000	977,100	9,514,000	399,641,100	
	保健衛生所諸費	保險費	54,318,400	2,279,400	13,290,000	69,887,800	
	傳染病予防諸費	保險費	261,666,800	4,700	10,949,000	272,620,500	
	性病予防諸費	保險費	100,880,300	434,700	500,000	100,945,600	
	結核病予防諸費	保險費	30,630,500	562,600	11,500	30,071,400	
	環境衛生指導費	保險費	17,637,400	11,800	900,000	18,525,600	
	公衆衛生普及指導費	保險費	955,258,900	48,725,600	62,348,600	1,066,333,100	3.13
	保健衛生指導費	保險費	91,073,300	9,000,000	6,463,700	106,537,000	
	衛生指導費	保險費	82,768,100	37,949,400	18,220,000	130,047,500	
	衛生指導費	保險費	61,701,200	—	1,479,500	63,180,700	
	衛生指導費	保險費	440,839,900	831,700	21,520,800	463,202,400	
	衛生指導費	保險費	76,942,600	851,600	1,105,000	77,156,000	
	衛生指導費	保險費	7,983,200	205,700	350,000	8,127,500	
	衛生指導費	保險費	53,943,600	1,166,100	9,865,800	64,975,500	
	衛生指導費	保險費	14,817,800	57,200	—	14,760,600	
	衛生指導費	保險費	3,426,200	325,200	341,800	4,003,200	
	衛生指導費	保險費	17,915,200	311,100	450,000	18,054,100	

保健対策費	46,782,200	△	200,000	868,000	47,450,200
医療事務諸費	20,455,100		300,000	364,000	21,119,100
農業經營費	36,610,500		778,800	1,200,000	38,589,300
8 産業	8,465,835,200		174,306,100	514,424,300	9,154,565,600
農業費	489,409,600	△	44,205,200	49,500,900	583,175,700
養蠶業費	635,000	△	15,800	130,000	749,200
養蠶業講習所費	9,031,900	△	105,400	1,650,000	10,576,500
協同農業普及費	46,897,300	△	2,212,500	7,710,100	56,819,900
農村經濟科學研究所費	4,626,700	△	191,400	—	4,435,300
農業試驗場費	87,768,200	△	314,600	35,932,100	123,385,700
種畜場復旧費	35,029,700		1,218,700	—	36,248,400
種畜場舊費	40,920,700		—	—	40,920,700
種畜場費	19,900,800	△	77,800	1,700,000	21,523,000
畜産業費	266,274,800		9,419,600	5,949,800	281,604,200
農業協同組合諸費	345,506,500	△	382,600	1,200,000	346,423,900
林業費	1,185,882,500		28,610,000	86,417,000	1,300,909,500
林業指導諸費	115,072,300	△	231,800	1,480,100	116,320,600
水産業費	1,066,281,900		4,604,100	26,388,400	1,097,274,400
水産試驗場費	50,241,400		3,151,100	4,644,400	58,036,900
水産孵化場費	38,895,100	△	301,300	—	38,593,800
水産練習所費	6,602,900	△	44,800	—	6,558,100
商業工業費	731,512,700		3,942,900	28,915,500	764,371,100
工業試驗場費	50,712,800		23,019,100	—	73,731,900
度量衡器檢定諸費	8,748,000	△	484,800	—	8,263,200
觀光事業費	36,246,400	△	122,900	—	36,123,500
農業委員會費	122,456,200		—	1,245,300	123,701,500
農業用地費	93,102,000		2,023,400	5,552,000	100,677,400
開拓事業費	1,955,825,900		7,506,800	24,406,700	1,987,739,400
電力開發調查費	1,642,233,900		47,708,900	224,202,000	1,914,144,800
	15,000,000	△	965,000	7,300,000	21,335,000

26.90

9	財	資源開發促進費	1,000,000	△	78,000	—	922,000	0.86
		財產管理費	191,737,900	△	25,582,000	6,245,800	223,565,700	
		職員住居施設費	3,174,000	△	127,500	772,100	3,818,600	
		庁舎管理費	79,458,500		3,329,000	5,192,000	87,979,500	
		管轄調査費	106,147,700		22,436,500	281,700	128,865,900	
		統計調査費	2,957,700	△	56,000	—	2,901,700	
		統計調査費	36,097,700	△	605,800	774,300	36,266,200	0.11
10	統	選挙管理委員会費	118,434,500	△	334,200	30,599,600	148,699,900	0.44
		選挙管理委員会費	12,521,400	△	89,900	208,600	12,640,100	
		選挙管理委員会費	105,913,100	△	244,300	30,391,000	136,059,800	
11	公	元利償還費	603,973,000	—	—	—	603,973,000	1.77
		元利償還費	572,441,000		—	—	572,441,000	
		元利償還費	31,532,000		—	—	31,532,000	
12	諸	税出金	912,291,800	103,176,200	182,621,500	1,198,089,500	3.52	
		税出金	210,512,000	△	12,353,600	30,521,600	238,680,200	
		税出金	15,677,000	△	490,500	5,800	15,192,300	
		税出金	70,234,000	△	3,299,900	30,326,000	97,260,100	
		税出金	405,342,300	△	621,600	7,486,300	412,207,000	
		税出金	11,000,000	△	420,900	—	10,570,100	
		税出金	13,041,300	△	122,064,800	13,637,700	148,743,800	
13	諸	災害対策費	186,485,000	△	1,693,100	100,644,100	285,436,000	0.12
		災害対策費	28,000,000	△	12,143,000	1,246,900	41,389,900	
		災害対策費	28,000,000	△	12,143,000	1,246,900	41,389,900	
14	水	水害対策費	1,087,900	—	—	3,000,000	4,087,900	0.01
		水害対策費	1,087,900	—	—	3,000,000	4,087,900	
15	歳	歳出計	30,272,510,500	837,079,000	2,923,427,200	34,033,016,700	100.00	
		歳出計	30,272,510,500	837,079,000	2,923,427,200	34,033,016,700	100.00	

雑録



地方行政疑義問答集

○縣農業委員會の委員が縣公安委員會の委員を兼ねることについて

(岐阜県知事照会昭二八、四、一六日
丙行発第十九号自治庁行政部長回答)

問一、現職の県農業委員會の委員が新たに県公安委員會を兼ねることができ
るかどうかについては、農業委員會法及び警察法中に何ら明文の禁止
規定が見当たらないので推薦委員、公選委員の別を問わずこれを積極的
に解するが如何。

二、農業委員會法第二十五条第三項において準用する同法第八条第五項
により公安委員會の委員は農業委員會の委員選挙に立候補することを
禁止されているのを理由として兼職はできないものと解する説がある
が同項は選挙執行の公正を期するために特定公務員の立候補を禁止し
たものであり、兼職を禁止したものではないから、同項を理由として
これを拒否することはできないと思料するが如何。

三、若し兼職できないとすればその理由は何か。
答一、法律上はお見込のとおりと解する。

二、お見込のとおりと解する。
三、一及び二により承知された。

○教育委員會法第十條第一項の疑義について

(愛媛県総務部長照会昭二八、四、一日
丙行発第六三号自治庁行政課長回答)

問一、教育委員會法第十條第一項中「その就任について国会又は地方公共
団体の議会の選挙、議決又は同意を必要とする国家公務員及び地方公
務員は、教育委員會の委員を兼ねることができない。」とあるが、当該
公務員には、非常勤としてこの事項に該当する公安委員會の委員、建
築審査委員會の委員等を含むものと解して可なりや。

二、万一含まないものとすれば、議会の選挙による常勤の地方公務員と
は如何なる職名を指すや。

答一、お見込のとおり、なお、左の昭和二十七年十月十三日丙行発第二
三号新潟県新発田市議会議事務局長宛行政部長回答を参照されたい。

問 教育委員會法第十條第一項に關して

(イ) 議員としての資格により就任（議会の選挙、議決、同意により就任
している者）している者は教育委員と兼職できるか。

(ロ) 例へば（議長、副議長、監査委員等）当該地方公共団体の条例によ
りその就任については、議会の議決（例へば、本市においては公民館
運営審議会委員（非常勤）は議会の議決を必要としている。）を要する
者は、教育委員と兼職できるか。

答(イ) 法令上議員としての資格が要件とされている職については、教育委
員會法第十條後段の「議会の選挙、議決又は同意云々」の規定を適用
すべきではなく、従つて、議員である監査委員については、法令上は
兼職を禁止していると解すべきではないが、監査委員の職責にかんが
み適當とは考えられない。

(ロ) 地方公共団体の条例により、その就任について議会の議決等を有す
る者についても教育委員會法第十條によつて兼職できないものと解す
るが、設問の公民館運営審議会委員の選任について条例により議会の
同意を必要とするという定することは、社会教育法にてい触するも
のではなからうかと解する。

議長、副議長等は単に議会内部の役員であるので、教育委員会法第十九条とは無関係であると解されるが、教育委員会と議会との関係にもかんがみ、なるべくこのような役員が教育委員に選出されることがないようにすることが適当であると考えられる。

二、一により承知されたいが教育委員会法第十条第一項の「その就任について国家又は地方公共団体の議会の選挙、議決又は同意を必要とする国家公務員及び地方公務員とは、常勤たる」と非常勤たるを問うところである。

○教育委員会の原案送付権と長の措置について

(長崎県総務部長照会昭和二八、四、二一
自行行発第一〇一号自治庁行政課長回答)

問 町教育委員会が現在十五名の社会教育委員の定数を二十名に増加しようとする議案の原案を送付してきたのに対し、町長は、右委員の定数が昨年八月に七名から十五名に増加されたばかりであり、未だその実質的な効果を見ていない現在、更に五名の増加をなすことは適当ではないとして定数の現状維持を主張し、町長と教育委員会との意見が対立して調整がとれない場合においても、町長は教育委員会法第六十三条の二の規定によつて議案を議会に提出しなければならぬと解するが法意と思うが。

1 教育委員会法第六十二条及び第六十三条の規定における「原案の修正」には、長による原案の全面的否認を含むか。

2 含むとすれば、その場合の提出議案は、創設否認（現状確認）の議案でよいか。

答 設問の場合には、長は議案を提出する必要がない。なお、この場合教育委員会法第六十三条の規定の適用はないが、同条の趣旨に鑑み、地方自治法第二百二十二条の規定により議会に説明書を提出する扱いとすることが適当ではないかと考えられる。

○「教育財産」に関する疑義について

(愛媛県総務部長照会昭二、四、三〇自行行
発第一一四号自治庁行政課長回答)

問一、教育委員会法第四十九条第二号によれば、学校その他教育機関の用に供し、又は用に供するものと決定した財産（教育財産）の取得、管理及び処分に関する権限が教育委員会に附与されているがその財産は。

A 地方公共団体の長の事務に属する地方自治法第四十九条第三項の財産

B 同法第七十条第一項による収入役の権限により出納保管すべき物品

1 A B共に含まれるものと解するか。

2 Bが含まれていると解すれば財産の取得に關し、収入役の権限と教育委員会の権限との限界は何処に求めるべきか。

3 Bが含まれていないものとする、収入役は、学校に支給せる備品の出納保管一切の責任を有すると解するか。

二、教育委員会法第四十九条第十八号中「教育の統計に關すること」とは統計法上のすべてを含むものと解してよいか。

答一、お見込のとおり。

二、統計法及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて行う教育に關する指定統計事務の外、当該委員会が独自で必要とする教育に關する統計事務を含むものと解する。

○教育委員会の豫算執行について

(新潟県総務部長照会昭二八、五、八、
自行行発第二四号自治庁行政課長回答)

問一 教育委員会は配当予算の範囲内である限り行政科目（目以下）については、その権限として当然に費用流用ができるか。

2 所謂教育予算について各項の金額は相互にこれを流用することができる旨の議会の議決があつたときは教育委員会は自動的に款内流

用の権限を得るか。

二、教育委員会法第五十四条の三の「建築の実施」について

1 「原則として委任するものとする」と、例えば「委任することができる」との差異の詳細解釈はどうか。

2 建築の実施の過程の一部（例えば工事の監督に関する部分を除く他の部分等）のみの委任はできるか。

3 建築の「実施」とは、当該予算の執行までを含むか。含むとすれば、「建築の実施」を委任した場合は、当該建築予算は教育委員会法第五十九条の適用外ではないか。

答一 1 当該地方公共団体の財務に関する規定の範囲内においてはお見込のとおりと解する。

2 地方自治法施行令第六十一条第二項の規定は、設例のような包括的な議決を許さない趣旨と解する。

二 1 「原則として委任するものとする」とは、教育委員会に委任し得ない特別な理由がない限りは、委任することを本来とするという趣旨であり、「委任することができる」というのは、教育委員会の自由な意思によつて長に委任して行わせることができるという意味である。

2 設問の意味が明らかでないが、同条は「原則として」建築の実施の全部を委任することを本旨とする趣旨であるか、事務が可分であり、且つ一部を委任しないことについて特別の理由があれば、他の部分のみを委任することは差し支えない。

3 前段、お見込のとおり、後段、当該建築予算は、教育委員会法第五十九条の適用を受けるが、教育委員会は長から配当された当該建築予算の執行を更に長に委任することになるものと解する。

○教育長の職務代理者について

(千葉県総務部長照会昭二八、五、八、自
行行発第一一九号自治庁行政課長回答)

問 教育委員会法に所謂教育長の職務代理者の制度が規定せられていないが、教育長の欠けた場合又は事故ある場合にその職務を行うところの職務代理者の制度を教育委員会規則で規定することができるか。なお、この場合教育長としての資格を有しない者でも職務代理者になり得ると思うがどうか。

答 教育委員会規則で設問の如き教育長の職務代理者の制度を設けることはできなく。

報道から拾う

縣議会に副知事制廃止の発案権あり

自治庁では、愛媛県及び同県議会議事務局から副知事の解職問題に絡まる地方自治法上の疑点について質問を受けていたが、その回答について塚田長官の決裁を得て同二十九日、同県に対し次のような回答を出した。

① 副知事を置かないという条例を議會側が議案として議會に提出する権利がある。
② また理事者側の意向を無視して議會がこの条例を議決することも違法ではない。
③ 議會はこの種の条例の提案権、議決権を持つているから議會がこの議案を議決しても、知事がこれを再議に付したり、裁判所に訴える理由にはならない。

なお、小林行政部長は、この議案が議決されると副知事という機関がなくなるから現在の副知事が自動的に解職されることは、常識的解釈であるが条例の施行期日を遅らせると、現在の副知事はそれまで現職に止まることもできるし、条例で現在の副知事をその任期中左職させると規定すると副知事は解職されないことになる」と語っている。

副知事制廃止条例議決は越権

再議、行政訴訟を決定

「副知事を置かない条例」に対する再議、行政訴訟の取扱いについて県理事者は、元行政裁判所長官、元最高裁判事、弁護士沢田竹次郎氏に意見を求めた結果、同条例を再議に付し、再度可決された場合は直ちに議決取消し或いは無効確認の訴を提出することになった。因に沢田氏の意見書次のとおり。

一、地方自治法第七十六條第四項により本条例案の議決は権限を越えまたは法令に違反するものと認める。

一、九月二十二日発表された自由党県連支部の（県政刷新のためわれわれはかく考える）との声明による副知事制廃止の理由は結局現副知事が適材でないということと判断しないわけにはいかない。

一、地方自治法第六十一條の但書の主旨は、制度として副知事を置く必要がないというときにかぎって副知事を置かないということを条例で定めて、そのことを明らかにして置かねばならぬという主旨であり、副知事を選任したが、その人が副知事として適材でない場合、それを理由に副知事を置かないという条例を制定することを許した規定ではない。

一、副知事の解職は地方自治法第六十三條の但書による知事の罷免および同法第八十六條の解職請求の二方法であり、副知事を適材でないという理由では副知事制廃止条例を議決することは同条に違反するものである。

一、また同法は副知事の選任権を知事に与え議会にはただ承認を求めることだけを条件としているもので、したがって知事の意志に反し副知事を失職させるため副知事が適材でないという理由のもとに副知事を置かない条例案を提案し議決することは議会の権限を越えたものとの非難を免れない。この点自治庁の見解には賛同できない。

一、さらに同条例の公布は行政訴訟の敗訴の判決が確定した場合、はじめて知事が行うべきものであり、その間副知事が職権を行使し、職務を執行することが何ら違法でない。

副知事制廃止条例再議

いわゆる「副知事制廃止条例」制定を不満とする愛媛県理事者側は十月十日知事より議長宛同条例を再議に付す旨正式通告があり、議会側は同日議運を開いて協議の結果三十一日臨時県議会を招集して再議することに決した。

学生選挙権で再確認

政府は九月二十九日の閣議で修学のため寮、寄宿舎などに居住している学生、生徒の選挙権は一般選挙人と同様、その生活の本拠と認められるべき場所にある」ことを再確認、次の再通達を發した。

通達全文

九月二十九日

自治庁次長

各都道府県選挙管理委員長あて

昭和二十八年六月十八日、自丙達発第一三九号、選挙部長通達「修学のため寮寄宿舎等に居住している学生、生徒の住所の認定については昭和二十一年五月二十二日地発乙第二五七号、各地方長官宛地方局長通達を取り消し、学生、生徒の住所も一般選挙人と同様にその生活の本拠と認めらるべき場所にあるとすべしとの趣旨であつて、貴委員会においては、もちろん万遺漏なきを期せられていることと信するが、世間にはあたかもつばら学資の出所いかによつて住所の認定が行われるやに誤解している向きがきわめて多いと思われるので、命によつて、念のため重ねて通知する。

なお、この趣旨は、あらゆる機会に選挙人各位に徹底するよう取り計らわれるとともに、貴管下市町村選挙管理委員会に伝達されたい。

追つて、この通知は本日閣議において了解をえたものであることを申添える。

学生の退学処分に対する行政訴訟

教授会（公立大学）の審議を妨害し、学生の本分に悖る行為があつたとして退学処分に処せられた事件についての控訴審に対し大阪高裁は、一名は原判決を維持、他はすべて原判決を取消し請求を棄却した（第一審は京

都地裁で六名の退学処分をすべて違法として取消した。同判決は退学処分の性質について次のように述べている。

- ① 公立大学の学長が学生に対してなした退学処分は、学長が行政庁として行つた行政処分であり、単なる事実行為ではない。
- ② 退学処分は特定の学校で教育を受けるといふ積極的内容を有する利益を失わせるものであるから、学生の権利を侵害する処分としてこれに対し行政訴訟を提起できる。
- ③ 学生は右処分によつて、学校の設置者たる地方公共団体との間の特別権力関係から終局的に排除せられるのであり、単に特別権力関係の内部的処分とはいえないから、これに対し行政処分を提起することができる。
- ④ 学生の行為が懲戒処分に値するか否か、また所定の懲戒処分の中いずれの処分に処すべきかは、懲戒権者が教育的見地に基く自由裁量によつて決定することができる。

⑥ しかし懲戒権者の判断が、その教育的見地を顧慮してもなお、社会通念上著しく不当であることが明白な場合は、自由裁量の限界を超えた処分として違法である。また懲戒に値する行為が全然なく、事実の誤認に基いて懲戒処分がなされたと認められるときも右処分は違法である。

最高裁「黙とう事件」に結論

七月二十九日吹田騒擾事件の法廷で、大阪地裁佐々木裁判長が検事の異議を一蹴して「北鮮勝利の黙とう」を被告に許したいわゆる「黙とう事件」につき最高裁は、九月二十六日の定例裁判官会議で「まことに遺憾」という多数意見に一致、田中長官名で全国の高裁長官、地裁所長宛通達を發送することに決定した。その要旨は

- 一、法廷における黙とう要求といつた被告の行為には法廷の權威をそこない、裁判を否定する考え方がある、これをなすがままに放任したことはまことに遺憾である。
- 二、法廷の秩序維持はいまの司法部の重要問題の一つで、これに対する裁判官の心構えが強調されてきたが、これを機会に全裁判官がさらに深い考慮をすることが必要である。

これで佐々木裁判長の「法廷の權威は害しない」という見解は、はつきり否定されたことになる。これに対し大阪地裁、裁判官の間では

△ 黙とうを許すべきかどうかという具体的な訴訟指揮に關することを規制するのは、独立した裁判官を干渉するものではないか。

△ 「違達」というならば、裁判官は尊重しなければならず事実上拘束される。

△ 決定の内容は行政上の問題を越えている。

という意見が強い。大阪高裁安倍長官は二十七日次のように語つた。

最高裁のこの決定が規則にでもならない限り、個々の裁判官を拘束するものとは思わない。従つて吹田公判の佐々木裁判長がただちにこの決定に従つて、裁判の進行について態度を変えなければならぬというものではないと思う。佐々木裁判長については早急に裁判官会議を開いて対策を考えるが、いますぐ懲戒とか行政上の処分という問題にはならない。

飛び乗るのが悪い

ふり落したバス運転手は無罪

発車直後とび乗つたバスの乗客をふり落し、業務上過失傷害罪で有罪の判決を受けたバスの運転手が札幌高裁の控訴審で

運転手がおくられて来た乗客を乗せるのは慣習であつて義務ではなく、この事件の場合もとび乗ろうとした乗客とドアをあけた車掌の過失であり、運転手の業務上の過失傷害は成立しない。

との理由で原判決を破棄、無罪となつた。

組合会議出席途中の負傷は業務外災害と判定

工場の一従業員が、組合の会議に出席の途中、傍にあつた箱が崩れ落ちたため、全治四週間の重傷を負つたが、これが労災保険の業務上の災害となるか、或いは業務外災害であるかについて、道労働基準監督局では次のように解釈、業務外と判定した。

労働組合の用務が会社業務と関係ないかぎり、たとえ会社の施設の不備、または安全衛生管理上の不注意によつて発生した災害であつても業務上災害とは認められない

主要地方道近く指定

主要地方道の選択基準については、時報前号(五巻九号)に掲げたが、近く主要地方道の指定を行う模様である。その案によると主要地方道の路線総延長は二万五千七百二十八軒(前号案では二万三千六十三軒)である。主要地方道の各プロック別延長は次のとおり。

北海道	一、六九九軒	前号案	一、四〇八軒
東北	三、八五九		
関東甲信越	五、五〇七		
東海北陸	三、四〇二		
近畿	三、二九九		
中国、四国	三、九七六		
九州	三、九八六		
計	二五、七二八	(九一二路線)	

本道人口四百五十二万四千百三人

男 二百二十七万二千八百九十二人
女 二百二十五万二千二百一十一人

六月一日現在の本道人口(道統計課調査)は四百五十二万四千百三人で、昭和二十六年十月一日に行われた常住人口調査に比べると男では六万五千四百七人、女では八万三千二百六十七人計十四万八千六百七十四人の増となつている。各市別の人口はつぎのとおり。

札幌	三五八、〇四九	函館	二三六、八一四
小樽	一八五、六七七	旭川	一三九、八三一
室蘭	一一一、七八八	釧路	一〇八、五八四
夕張	一〇四、七六五	美唄	八九、三九八

芦別	六八、七八〇	帯広	五八、七八二
岩見沢	五一、八九九	北見	四九、二〇九
苫小牧	四四、五二一	網走	三八、九二一
稚内	三七、〇八三	留萌	三四、七五一

李ライン問題

日本漁船の捕獲に政府抗議

韓国側が去る九月七日にとつた「日本漁船の捕獲、日本漁船の李ライン退去命令措置」に対し、政府は九日次の抗議文を手交した。

抗議文の全文

日本政府はつぎの点について韓国政府の善処方を要請する。
一、李ラインは国際法上認められるものではなく、日本政府としてこれを認めることは絶対にできない。したがつて日本漁船の退去命令は撤回すること。
一、韓国側の漁船拿捕は不法行為であり、日本漁船の即時返還を要求する。
一、韓国政府はこんごかかる事件が再び起らないよう万全の措置をとること。
一、今回の韓国側の措置で日本漁船がこうむつた損害については、日本側の関係者に要求する権利を留保すること。

日本漁船捕獲せず

追拂うだけ

孫元一韓国、国防部長官は九月十日「韓国海軍は今後李ライン内にはいつてきた日本漁船を捕獲せず、ただこれを追放うことにした」とこれまでの態度をかなり修正した次のような言明を行つた(京城十日発、ロイター)

日本漁船には漁業を行わないかぎり、李ラインを越えて航行する権利がある。しかし李ライン内から立去るよう命令されて、なおいことをきかない日本漁船は捕獲する。

捕獲命令撤回せず

葛弘基韓国広報処長は十一日、韓国が李ライン侵犯の日本漁船に対する

捕獲命令を撤回したとの報道を否定して次のように述べた（京城十一日発UP・共同）

この報道は事実としており誤解を招くものである。李ラインを侵犯する日本漁船は必ず捕獲する。韓国政府の方針は不変である。李ラインの設定とこれを侵犯する船にたいする捕獲命令は日韓両国間の友好関係を促進するため必要である。

なお、同外長は長崎県副知事が最近孫元一韓国国防相に書簡を送り日本側は漁業権問題の友好的解決を希望するむね保障したとの報道については「私はそのようなことは関知しない」と語った。

また駐日韓国代表部金公使は十一日午後「李ライン内に立入る日本漁船はすべて捕獲するとの警告を無期限に停止したむねの報道は全然根拠がない」と言明、また本国政府で誤った報道の出所を嚴重調査中であると付言した。

韓国いぜん強硬態度

韓国政府は、十一日韓国はあらゆる有効な手段を用いて、日本漁船の李ライン侵犯を阻止する旨の次のような公式声明を発表した。

われわれは最近の日本漁船による李ライン侵犯を新たな関心をもつてみており、こんごの侵犯者を阻止するためあらゆる有効な措置をとる用意がある。韓国政府は李ラインを侵犯するすべての船舶を捕獲するということを含むあらゆる手段を用いて李ラインを厳守する決意である。朝鮮半島に接する水域の境界線は一九五二年、李大統領によつて共產主義者の侵入を阻止し韓日間に将来おこり得る紛争を予防するといふ二重の目的で引かれかつ厳守されてきたものである。また最近、韓国の反対にもかかわらず国連軍によつて撤廃された防衛水域も同様な目的で設置されたものである。しかしこの防衛水域が撤廃されてから日本船舶は再び李ラインを侵している。このため韓国海軍はかなり邪魔をされ、とくに同水域で防衛を阻止しようとするわが方の絶えざる努力は非常に阻害されてきた。一部の侵犯日本船は韓国海軍によつて捕獲され韓国にたいする破壊活動に關係しているかどうか取調中である。李ライン不法侵入にたいするわが方の警告がまったく無視されて同ラインが日本人によつて侵されたことはきわめて遺憾である。韓国政府は韓日両国間の問題を過去二年間にわたる会談で解決するよう心から望んでいた。しかしわれわれは日本が結局、国際協力と友好の精神に基いて李ラインを尊重するようになるという希望を失

つてはいないということを明らかにし、両国の平和かつ秩序ある共存は極東の永続的な安定をもたらす不可欠であることを強調したい。

衆院水産委で決議

衆院水産委員会は、九月十五日李ライン問題に關して次のような決議を、政府に申入れることになつた。

朝鮮半島周辺の公海漁業にかんする決議

一、政府は公海自由の原則に立つて敢然操業を強化する漁船にたいしては、万全の保護を講ずべきである。このさい政府が漁民の盛んなるこの氣迫を阻止するが如き措置をとることは断じて許せない。

一、政府は韓国政府をして現在まで捕獲抑留の漁船乗組員を至急返還せしめるよう措置すること。

一、日韓漁業会談をすみやかに再開し、日韓両国漁業代表をもその会談に参加せしめ兩國漁民の意思の疏通をはかり、漁業交渉の円滑化を期すること。

一、公海を韓国の専權に属せしめんとする無謀なる李ラインの宣言によりわが漁船のこうむる被害は約百億円、これに依存して生計をたてている國民は数十万に達し、事極めて重大である。政府はこれが救済について万全の施策を講ずるべきである。

本委員会は日韓漁業問題の重大化にかんがみ、特に決議をもつて政府にたいし至急に以上の措置を要望する。

侵す船は全部捕獲

韓国艦艇が最終通告

九月二十七日朝、朝鮮水域を警戒中の海上保安庁巡視船「のしろ」から下関漁場対策委員会にはいつた報告によると、韓国艦艇七〇五、五〇一号から「李ライン内にある日本漁船は今後全部捕獲する」と通告された旨入電があつた。

竹島問題

歴史的にも韓国領と反論

政府はさる七月十三日、韓国政府との間に係争中の竹島について同島が

日本領であることを明らかにした見解を発表したが、これにたいし韓国政府は九日、日本政府の見解に逐一反論した韓国側の見解を外務省に通告した。これによると韓国側はつぎの諸点をあげ竹島（韓国側は独島と称してゐる）の韓国領を主張してゐる。

一、歴史的にみて一四七六年の李王朝時代にすでに同島の所在が確認され、一六九六年には日本人の同島接近に警告を發している。一九一〇年日本が同島を強制的に占拠するまで竹島が韓国側の統治下にあつたことは明らかである。

二、日本側は一九〇五年に竹島の島根昇編入を公告以來、いかなる外国からも異議申立てがなかつたと主張しているが、この公告は韓国の主権を無視して行われたもので、この公告を韓国政府は承認できない。

三、日本側は一九四六年一月二十九日付、占領軍覚書は「ボツダム宣言に引用された小島の最終的所有権決定にかんする占領軍の政策と解されない」と指摘しているが日本は領土処理にたいする占領軍の基本政策について極端に淺薄な見解をもつてゐる。

四、日本側は対日平和条約第一章第二条を引用し、竹島は韓国領となつた済州、巨文島、つ、陵各島から分離されていると主張しているが以上の三島を列挙したことは韓国沿岸の数百の小島を韓国領から除外することを意味するものではない。

これに對する日本側の反論の要點は次の如くて、近く反論抗議する模様である。

一、竹島に韓国人が行つてゐることは領有権の根拠にならない。

二、平和条約で竹島にふれてゐないのは同条約が日本からとりあげる領土だけを書くのが当然だからで、書かれてゐない限り日本領である。同条約に明記されてゐない竹島より日本に近い竹島が日本領土から除外されるならば特記されるべきだ。

三、竹島の演習地指定および解除については日米合同委で手続をとつた。これは日本領であるという証左である。韓国に通報したのは便宜上からである。

濠州の漁業交渉打切りに政府聲明

九月十五日、岡崎外相は、ウォーカー駐日濠州大使を外務省に招致「真珠貝漁業法改正が伝えられるときもものとすれば（同改正案によると、国籍の如何を問わず濠州政府の許可を受けなければ操業できないことになる）」

それは国際法の原則と著しく相違することを指摘し、日本は絶対に容認できぬ」と日本の立場を述べた書簡を手交し、政府聲明を發表した。

政府聲明要旨

一、本年四月十三日キャンベラにおいて開始された日濠漁業交渉は四カ月以上の日時を費し、兩國ともアラフラ海における真珠貝資源保存措置の必要性を認めたとみかわらぬアラフラ海およびその隣接水域においては日本漁船にたいし、その戦前の実績にかかわらず、平等な立場における漁業参加を認めないというオーストラリア政府の態度に起因し、双方の操業区域および採取量についての暫定措置にかんし意見の一致をみる事ができなかった。

二、日本の最初の提案は（イ）全締約国の代表者によつて構成される国際委員会を設置し（ロ）右委員会によつてその科学的調査にもとづく規制を制定したうえで（ハ）最大の持続的生産を確保するものであつたが、オーストラリアは地理的に近接している優越的立場を主張し、平等の立場における多角的国際協力を拒否した。

三、七月二日に日本は最大限の譲歩案を提案した。これは日本漁船は一定の水域において操業しようとするもので、オーストラリア漁船は遙かに有利な地位を占めるものであつたが、オーストラリア側は譲らなかつた。

四、今次会談は不幸にしてオーストラリア全権団の打切り宣告により妥結をみるに至らなかつたが、日本国政府はアラフラ海の実質的資源保存には深い関心を有するものであり、交渉再開にはいつでも応ずるものである。また国際協定がないにもかかわらず、進んでつぎの諸措置を自発的にとることを宣言する。

(イ) 日本の漁船は敷長制限、漁獲量制限、隻数制限などの資源保護のための規制を堅持する。

(ロ) 現に操業中の日本漁船は距岸十カイリ以内においては操業を行わない。

行政協定改訂に調印

日本に刑事裁判権、ただし米軍人軍属の公務外の犯罪

日米協定中の刑事裁判権（第十七条）を改訂する議定書及びこれに関する公式議事録の調印式は、九月二十九日午前八時四十分、外務省で日本側

岡崎外省、犬養法相、奥村外務次官等、米國側アリソン大使、クリステンベリー代將、パーソンズ参事官等が出席して行われた。

在日米軍に関する刑事裁判権についての従来の規定と新しい規定との差異はまず、従来は米側にのみ裁判権があつたが、こんどは

① 日本の法律によつては処罰できない犯罪

② 軍人軍属の公務中の犯罪

③ 被害者が米国あるいは、米軍の構成員などの場合

を除いては、すべて日本側に裁判権があることになつた。ただこれは米國が特に重要と認める犯罪について、日本側が好意的に権利放棄を考慮することになつてゐる点が目される。

共同コミュニケ

日本国外務大臣岡崎勝男および法務大臣犬養健と、米大使ジョン・M・アリソンとは日本國に駐留する米國軍隊の構成員、軍属およびそれらの家族による刑事犯罪に対する裁判権を行使する権利を日本國が持つことについての協定に各自の政府のために本日署名した。本日の協定は日米行政協定の刑事裁判権の規定を北大西洋條約當事國に駐留する米國軍隊に対する刑事裁判権について定める軍隊の地位に関する北大西洋條約當事國間協定中の刑事裁判権の規定と同様なものとするよう改訂するものである。現在まで日本國にある米國軍隊はその構成員、軍属および家族による犯罪を罰するための專屬的裁判権を有していた。新しい協定の下では日本國は米國軍隊構成員もしくは軍属の犯罪が公務執行中に行われた場合、またはその被害者が米國、米國軍隊構成員、軍属もしくは家族である場合を除く他、米軍構成員、軍属またはそれらの家族による日本國の法令に違反する犯罪に對して第一次の裁判権を行使する権利を有することとなり、米國軍隊は米國の法令に違反する犯罪で日本國の法令では罰することが出来ないものに対する專屬的裁判権及び軍隊の構成員若しくは軍属による犯罪で専ら米國の財産または安全若しくは米國軍隊の他の構成員、軍属および家族のみに対するものおよび公務執行中に犯された犯罪に對する第一次の裁判権を有することとなる。

この協定はもしある犯罪に對する第一次の裁判権を有する國がその選擇によつてその裁判権を放棄することが出来る。製判権の行使または放棄の細目については合同委員會によつて定められるが、軍隊の地位および機能並びに兩國当局間の緊密な協力に

かんがみ、双方にとつて満足のようこの協定が円滑に実施されるよう十分な考慮が払われるものと期待される。この新しい協定は署名の日のち三十日即ち本年十月二十九日に効力を生ずる。日本政府および米國政府は本協定の円滑なかつ適正な運用が兩國間の友好的關係を一層増進することを希望しかつ期待する。

議定書

日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定第十七條を改正する議定書

千九百五十一年六月十九日にロンドンで署名された一軍隊の地位に関する北大西洋條約當事國間の協定は、千九百五十三年八月二十三日にアメリカ合衆國について効力を生じたので、また、

日本國は、前記の協定の相当規定と同様の刑事裁判権に関する協定を、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定第十七條の規定に従い、アメリカ合衆國との間に締結することを希望するので、ここに日本國政府及びアメリカ合衆國政府は、前記の行政協定第十七條の現行規定を廢止して、次の規定と置き換へることを合意した。

第十七條

1 本條の規定に從うことを条件として、

a 合衆國の軍当局は、合衆國の軍法に服するすべての者に対し合衆國の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本國において行使する権利を有する。

b 日本國の当局は、合衆國軍隊の構成員又は軍属及びそれらの家族に對し、日本國の領域内で犯す罪で日本國の法令によつて罰することができるものについて、裁判権を有する。

2 a 合衆國の軍当局は、合衆國の軍法に服する者に対し、合衆國の法令によつて罰することができる罪で日本國の法令によつては罰することができないもの（合衆國の安全に関する罪を含む）について、專屬的裁判権を行使する権利を有する。

b 日本國の当局は、合衆國軍隊の構成員又は軍属及びそれらの家族に對し日本國の法令によつて罰することができる罪で、合衆國の法令によつては罰することができないもの（日本國の安全に関する罪を含む）について、專屬的裁判権を行使する権利を有する。

c 本条及びこの適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。

1 当該国に対する反逆

2 妨害行為（サブバージョン）諜報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反

3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。

a 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。

1 もつばら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもつばら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪

2 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

b その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

c 第一次の権利を有する国は裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

4 本条の前諸項の規定は、合衆国の軍当局が日本国の国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。但し、これらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。

5 a 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本国の領域内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従つて裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡しについて、相互に援助しなければならない。

b 日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。

c 日本国の裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁はその者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間合衆国が引続き行うものとする。

6 a 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはそ

の引渡を含む）について、相互に援助しなければならない。但し、これらの物件の引渡は、引渡す当局が定める期間内に還付されることを条件として行うことができる。

b 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。

7 a 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。

b 日本国の当局は、合衆国の軍当局が本条の規定に基いて日本国の領域内で言い渡した自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

8 被告人となつた者が本条の規定に従つて日本国の当局又は合衆国の軍当局のいづれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の国の当局は、日本国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。但し、本項の規定は、合衆国の軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。

9 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本国の裁判権に基いて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。

a 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利

b 公判前に自己に対する具体的な訴訟因の通知を受ける権利

c 自己に不利な証人と対決する権利

d 証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的な手続により証人を求める権利

e 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国がその当時通常行われている条件に基き費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利

f 必要と認めるときは、有能な通訳を用いる権利

g 合衆国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち合わせる権利

10 a 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第二条に基き使用する施設

及び区域において警察権を行う権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることが出来る。

b 前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極めに従うことを条件とし、且つ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲に限るものとする。

11 この協定の第二十四条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、日本国及び合衆国のいずれの一方も、他方の国に対し六十日前に予告を与えることによつて本条のいずれの規定の適用も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、日本国及び合衆国は、適用を停止される規定に代るべき適当な規定を合意する目的をもつて直ちに協議しなければならない。

この議定書は、署名の日の後三十日で効力を生ずるものとする。

以上の証拠として、両政府の代表者は、このために正当な委任を受け、この議定書に署名した。

千九百五十三年九月二十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本誓二通を作成した。

日本国政府のために

アメリカ合衆国のために

議 事 録 (全 文)

日本国とアメリカ合衆国との間の行政協定第十七條を改正する議定書に關する合意された公式議事録

1 a および 2 a に關し、

合衆国の軍法に服する者の範圍は、合衆国政府が合同委員会を通じて日本国政府に通知しなければならない。

2 a に關し、

両政府は、2 c に掲げる安全に対するすべての罪に關する詳細及びそれぞれ自国の現行法の規定でそれらの罪を定めるものを相互に通報しなければならない。

3 a Ⅱ に關し、

合衆国軍隊の構成員又は軍風が起訴された場合において、その起訴された罪がもし

被告人により犯されたとするならば、その罪が公務執行中の作爲又は不作爲から生じたものである旨を記載した証明書でその指揮官または指揮官に代るべき者が発行したものは、反証のない限り、刑事手続のいかなる段階においてもその事実の充分な証拠資料となる。

前項の陳述は、いかなる意味においても、日本国の刑事訴訟法第三百十八條を盡するものと解釈してはならない。

3 c に關し、

1 裁判権を行使する第一次の権利の放棄に關する相互の手続は合同委員会が決定するものとする。

2 日本国の当局が裁判権を行使する第一次の権利を放棄した事件の裁判及び a Ⅱ に定める罪で日本国又は日本国民に対して犯されたものに係る事件の裁判は、別段の取極めが相互に合意されない限り、日本国において、犯罪が行われたと認められる場所から適当な距離内で、直ちに行わなければならない。日本国の当局の代表者は、その裁判に立ち会うことができる。

4 に關し、

合衆国及び日本国の二重国籍者で、合衆国の軍法に服しており、且つ、合衆国が日本国に入れたものは、4 の適用上、日本国民とみなさず、合衆国国民とみなす。

5 に關し、

1 日本国の当局は、日本国が裁判権を行使する第一次の権利を有する事件について合衆国軍隊の構成員若しくは軍風又はそれらの家族で合衆国の軍法に服するものを犯人として逮捕したときは、その犯人を拘束する正当な理由および必要があると思料する場合を除く外、当該犯人を釈放し、合衆国の軍当局による拘禁にゆだねるものとする。但し、日本国の当局がその犯人を取り調べることができることをその釈放の条件とした場合には、日本国の当局の要請があれば日本国の当局がその犯人をいつでも取り調べることができるようにしなければならない。合衆国の当局は、日本国の当局の要請があれば、日本国の当局がその犯人を起訴した時にその犯人の身柄を日本国の当局に引き渡さなければならない。

2 合衆国の軍当局は、日本国が裁判権を行使する第一次の権利を有するすべての事件について、合衆国軍隊の構成員若しくは軍風又はそれらの家族の逮捕を直ちに日本国の当局に通告するものとする。

9 に關し、

1 本項 a から e までに掲げる権利は、日本国憲法の規定により日本国の裁判所において裁判を受けるすべての者に対して保障されている。これらの権利の外、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はこれらの家族で日本国の裁判権の下に起訴されたものは、日本国の裁判所において裁判を受けるすべての者に対して日本国の法律が保障するその他の権利を有する。前記のその他の権利は、日本国憲法により保障されている次の権利を含む。

a その者は、自己に対する被疑事実を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されない。但たその者は、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があればその理由は、直ちに本人およびその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

b その者は、公平な裁判所の公開裁判を受ける権利を有する。

c その者は、自己に不利益な陳述を強要されない。

d その者は、すべての証人を審問する機会を充分に与えられる。

e その者は、残虐な刑罰を科せられることはない。

2 合衆国の当局は、要請すればいつでも、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はこれらの家族で日本国の権限の下に拘禁されているものに接見する権利を有する。

3 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はこれらの家族で日本国の裁判権に基いて起訴されたものの裁判に合衆国政府の代表者が立ち合うことに関する9のいかなる規定も、裁判の公衆に関する日本国憲法の規定を害するものと解釈してはならない。

10 a 及び b に関し、

1 合衆国の軍当局は、通常、合衆国軍隊が使用し、且つ、その権限に基いて警備している施設及び区域内ですべての逮捕を行うものとする。このことは、合衆国軍隊の権限のある当局が同意する場合又は重大な罪を犯した現行犯人を追跡している場合において日本国の当局が前記の施設又は区域内において逮捕を行うことを妨げるものではない。

日本国の当局が逮捕することを希望する者で合衆国軍隊の裁判権に服さないものが、合衆国軍隊により使用されている施設又は区域内にある場合には、合衆国の軍当局は、日本国の当局の要請によりその者を逮捕することを約束する。合衆国の軍当局により逮捕された者で合衆国軍隊の裁判権に服さないすべてのものは、直ちに日本国の当局に引き渡さなければならない。

合衆国の軍当局は、施設又は区域の近傍において、当該施設又は当該区域の安全に対する罪の既遂又は未遂の現行犯に係る者を法の正当な手続に従って逮捕することができる。これらの者で合衆国軍隊の裁判権に服さないものは、すべて直ちに日本国の当局に引き渡さなければならない。

2 日本国当局は、通常、合衆国軍隊が使用し、且つ、その権限に基いて警備している施設若しくは区域内にあるすべての者若しくは財産について、又は所在地のいかなる場所を問わず合衆国軍隊の財産について、捜索、差押又は検証を行う権利を行使しない。但し、合衆国軍隊の権限のある当局が、日本国の当局によるこれらの捜索、差押又は検証に同意した場合は、この限りでない。

合衆国軍隊が使用している施設若しくは区域内にある者若しくは財産又は日本国にある合衆国軍隊の財産について、捜索、差押又は検証を行うことを日本国の当局が希望するときは、合衆国の軍当局は要請により、その捜索、差押又は検証を行うことを約束する。これらの財産で合衆国政府又はその付属機関が所有し又は利用する財産以外のものについて、裁判が行われたときは、合衆国は、これらの財産を裁判に従って処理するため日本国の当局に引渡すものとする。

議定書の適用に関し、

この議定書の規定は、議定書の効力発生前に犯されたいかなる罪にも適用されないこれらの事件に対しては、この議定書の効力発生前に存在した行政協定第十七条の規定が適用されるものとする。

千九百五十三年九月二十九日に東京で

日本国外務大臣 岡崎勝男

日本国法務大臣 犬養 健

日本国駐在アメリカ合衆国特命全權大使 ジョン・M・アリソン



圖書室だより

○新購入圖書紹介

- | | |
|------------------|-----------|
| 圖書名 | 著 編 者 |
| 日本統計年鑑 二十七年版 | 總理府統計局 |
| 用字用語辭典 | 広 田 栄太郎 |
| 日本国政事典 第一卷 | 日本国政事典刊行会 |
| 日本国憲法審議要録 | 岡 田 亥之三朗 |
| 地方議会の運営 | 谷 育 三 |
| 日本國民所得推計資料 | 山 田 育 三 |
| 土地収用法 法律学大系 | 高 田 賢 造 |
| 世界大思想全集 第十三、十六卷 | 河 上 徹太郎 |
| 世界歴史事典 17 | 下 中 彌三郎 |
| 昭和文学全集第二十卷芥川竜之介集 | 芥 川 竜之介 |
| 世界美術全集 4 | 下 中 彌三郎 |
| 日本昆虫図鑑 | 石 井 悌 外 |
| 日本国會七十年史 | 前 沢 広 明 |
| 北海道社会経済図譜 | 地域経済研究所 |
| 地方議會における議事の手引 | 筒 井 徳三郎 |
| 貫堂 存 稿 | 岩 村 八 作 |
| アジア年鑑 二十八年版 | 東亞事情調査会 |
| 人事興信録 上、下巻 | 人事興信所 |

○各官公廳その他よりの受贈圖書

圖書名

受贈先

全國ならびに道内繊維事情 北海道拓殖銀行調査部

楽しい北の生活 八月号

北海道新生活 建設運動委員会

美幌町史

美幌町役場

本道における中小企業の実態

道商工部商工振興課

昭和二十五年國勢調査報告(第七卷)

總理府統計局 (新簿、兵庫県編)

物価統制資料集

物 価 庁

第一、二、三、四分冊

林業試験場研究報告 63 農林省林業試験場

鹿兒島たばこ試験場報告第七、八号 鹿 兒 島 試験場

農業技術研究所報告 第二号 農林省農業技術研究所

昭和二十七年商業統計速報 通商産業大臣官 房調査統計部

平取村開村五十年史 平取村役場

國際事情 八、九月号 國際事情研究普及会

労働委員会月報 四号 地方労働委員会事務局

農地開拓だより 三、四、六、七号 道農地開拓部拓務課

農家の友 九月号 農業改良普及協会

北海道労働経済 四三号 道立労働科学研究所

教育月報 八、九月号 道教育委員会

北海道自治 九月号 道自治協会

読書春秋 八月号 春 秋 会

総合開発 十一月号 道総合開発委員会事務局

建設月報 九月号 建 設 省

郵政統計月報 七月号 郵政省総務局統計課

厚生 生 六月号 厚 生 省

施設 七月号 電気通信施設局

通産統計月報 七月号 通商産業省

石炭需給統計月報 六月号 同

機械統計月報 五月号 通商産業大臣官 房調査統計部

鉱山製錬統計月報 通 産 省

非鉄金屬製品統計月報 五月号 通 産 省

コークス統計月報 六月号 同

石油統計月報 五月号 同

百貨店販売統計月報 六月号 同

林野時報 六月号 林 野 庁

神奈川縣議會月報 八、九号 神奈川縣議會事務局

栃木縣議會月報 八月号 栃木縣議會事務局

群馬縣議會時報 〃 群馬縣議會事務局

奈良縣議會時報 十三号 奈良縣議會事務局

昭和二十八年十月二十日発行

北海道議會時報 第五卷第十号

編 集 北海道議會事務局調査課

発 行 北海道議會事務局

電話 〇一、八二〇番

- 1 ○炭労大会東京にて開催。(四日閉会)
- 日米労務契約調印。
- 農林省八月十五日現在、産米の作況指数を発表。
- 金北鮮百相らソ連訪問。
- 改進黨、党勢拡大委、議員総会開催。
- 三井美唄、退職勧告を返上。
- 世界保健機構西太平洋地域委員会、東京(神田一ツ橋如水会館)で十一カ国参集して開催。
- ダレス米國務長官は記者会見で「米国は韓国政府が好むと好まざるとにかかわらず日本から韓国復興資材を購入するつもりである」と述べた。
- 日、タイ貿易協定調印。
- 三井炭鉱は四日午後四時で希望退職を打切り、指名解雇の通告を行つた。
- 千歳少年院、三十二名が集団脱走。
- 道民労連結成大会札幌で開催。
- 本道早場米供出七十五万石割当決る。
- 西独選挙、キリスト教民主同盟大勝(民主同盟二百三十議席、社会民主党百二十五議席)
- レポ、閣の公判始まる。
- 国際通貨基金並びに国際復興開發銀行第八回合同年次総会ワシントンで開催。(小笠原蔵相出席)
- 全国市区選挙管理委員会理事会札幌で開かる。
- 政府は韓国とつた「日本漁船の捕獲、日本漁船の李ライン外退去命令措置」に対し抗議文を手交した。
- マツケウエン、オーストラリア農商相は「真珠貝採取に関する日豪会談は打切つた」と言明した。
- 希望退職募集の通告を受けた北炭労職連では二十四時間スト突入。
- 第六次帰国船、白山、白竜丸舞鶴帰港。
- 韓国海軍当局は「日本漁船捕獲命令」の撤回を公式発表。
- ワシントンで開かれたアンザス理事会は十日終了、三国共同声明を発表(英国その他諸国の加入によるアンザス条約の拡張には反対することに意見一致の様様)
- 皇太子殿下大統領とワシントンにて会見。
- 国連軍司令官に米陸軍参謀次長ジョン・E・ハル大將を任命。(クラーク司令官は十月三十日で退役)
- 李大統領は、韓国軍に対し来るべき政治会議が失敗に帰したならば、直ちに北進を開始するよう勧告した。
- 雨電郡沼田町太刀別でガス爆発による落磐にて十四名生理め。
- 中共周恩来外相は、国連事務総長宛打電し、朝鮮政治会議に対する中共の

- 14 態度を明かにした。
- 全国小学校長会議札幌で開かる。
- ILO(国際労働機構)東京で開催。(二十五日閉会)
- ニューヨーク・インクワイヤラー紙は「米国防当局は、極東軍司令部を東京から沖繩に移すことを準備中である」と報じた。
- 国連総会開幕。新議長にバンデイト女史(インド)就任。
- 国連総会ソ連提案の「中共加盟」は本年申タナ上げを可決。(賛成四四、反対一〇、棄権二)
- 国際理論物理学会議開幕。(二十三日閉会)
- 濠州の漁業交渉打切りに政府正式抗議。
- 政府、硫安など十一品目中共同輸出の制限緩和発表(十六日より実施)
- 稚内商業高校全焼。
- 対ヴェトナム沈船協定仮調印。
- 供米知事会議東京で開催。
- 第三回定例道議会開かる。
- ガット総会ジュネーヴで開かる。
- 中共赤十字社から第七次の帰国艦船について入電。
- ガット総会で英商相は「日本のガット仮加入は支持しない」と演説。
- 青函連絡夜間客船運行復活。
- 航空日。
- ソ連戦犯帰国について在モスクワ大山郁夫氏より日赤本社入電。
- ソ連、北鮮会談終り、コミュニケを発表。
- クリコフ、ソ連船長公判始まる。
- 米価審議会政府諮問原案返上を答申。
- モサデク前イラン首相、絞首刑宣告を報ぜらる。
- ガット総会日本の仮加入特別委に付託決定。
- 漁業問題で韓国に交渉中入れ。
- 台風十三号和歌山に上陸。
- 吉田、重光会談。
- 中共視察議員団出發。
- 岡崎外相、池田特使出發。
- 国連総会一般討議終る。
- 本年産米政府買入価格閣議で正式決定。玄米石当り(三等稈)八千二百円(パリティ)価格七千二百四十五円、特別加算四百三十円、小計端教切上げ七千七百円、減収加算五百円、合計八千二百円)
- 行政協定改訂調印。
- 本道の供米割当、義務供出七十万石、確保量八十五万石に決定。
- 国連政治委、ソの先議提案の朝鮮問題は最終議題とすることに決定。
- 国際ロミタリ第六十地区年次大会札幌で開かる。(十月一日閉会)